

調査特別チーム最終報告書

都として把握した事故の概要と
その原因及び再発防止策等について

令和元年 11 月

水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する

調査特別チーム

はじめに

令和元年7月11日、水道局の浄水場排水処理施設運転管理作業委託（以下「排水処理作業委託」という。）の発注に関し、公正取引委員会から東京都知事に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第2項の規定に基づき入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じ、また、同条第4項の規定に基づき調査の結果及び講じた改善措置等の内容を同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求められた。

さらに、東京都公営企業管理者水道局長に対しては、職員に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、水道局における見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう要請があった。

東京都では、平成30年10月30日、水道局発注の排水処理作業委託の見積り合わせにおいて談合の疑いがあるとして、公正取引委員会による独占禁止法第47条に基づく立入検査が行われた。これに伴い、翌31日、知事の命による「水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する調査特別チーム（以下「調査特別チーム」という。）」を設置して調査を開始し、この間、水道局職員が契約に係る情報を漏えいしていた可能性があるとの報道もあったことから、同年11月29日に職員1名の情報漏えいの事実認定と事故の背景及び水道局における再発防止策等の検討結果を「調査特別チーム中間報告書」（以下「中間報告書」という。）として取りまとめ公表した。

「調査特別チーム」では、中間報告書公表後も調査を継続し原因究明を進めてきたところであるが、令和元年7月11日の公正取引委員会による改善措置要求等を受け、都知事は入札談合等関与行為防止法第6条第1項の規定により調査に当たる職員として調査特別チームの多羅尾副知事を指定し、更なる実態の解明と再発防止策の検討を行ってきた。

今般、本件事案に係る再発防止策等について取りまとめたので、ここに報告する。

令和元年11月

水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する調査特別チーム

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | 公正取引委員会による改善措置要求等 | 1 |
| 1 | 公正取引委員会による事業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令 | 1 |
| | (1) 違反事業者 | |
| | (2) 違反行為の概要 | |
| | (3) 排除措置命令の概要 | |
| | (4) 課徴金納付命令の概要 | |
| 2 | 公正取引委員会による都知事に対する改善措置要求 | 2 |
| | (1) 情報漏えいで指摘を受けた職員等 | |
| | (2) 改善措置要求等 | |
| 3 | 公正取引委員会から水道局に対する申入れ | 3 |
| | (1) 情報漏えい等で指摘を受けた職員等 | |
| | (2) 申入れの概要 | |
| II | 調査・検討体制 | 5 |
| 1 | 「調査特別チーム」の設置 | 5 |
| 2 | 「調査特別チーム」会議 | 5 |
| III | 水道局における排水処理作業の概要 | 8 |
| 1 | 排水処理作業の概要 | 8 |
| | (1) 委託の経緯 | |
| | (2) 排水処理作業を委託している浄水場 | |
| | (3) 受託事業者の常駐場所 | |
| | (4) 委託管理（施行管理）をする部署 | |
| | (5) 設計・積算部署 | |
| | (6) 設計・積算に係る情報管理 | |
| | (7) 契約部署 | |
| 2 | 排水処理作業委託契約について | 10 |
| | (1) 複数単価契約 | |
| | (2) 契約締結時期 | |
| | (3) 単価項目の追加 | |
| | (4) 契約フロー | |
| | (5) 契約担当者と事業者の接触 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-----------|
| IV | 経緯 | 12 |
| 1 | 中間報告書公表までの経緯 | 12 |
| | (1) 事故発覚 | |
| | (2) 調査の概要 | |
| | (3) 調査により判明したこと（中間報告書時点） | |
| | (4) 水道局における原因分析（中間報告書時点） | |
| | (5) 水道局における再発防止策（中間報告書時点） | |
| | (6) 中間報告書公表 | |
| 2 | 中間報告書公表から公正取引委員会による改善措置要求等までの調査 | 14 |
| | (1) 水道局による調査 | |
| | (2) 総務局による特別監察 | |
| 3 | 改善措置要求前までに調査で判明したこと | 15 |
| 4 | 公正取引委員会による改善措置要求等以降の調査状況 | 16 |
| | (1) 調査職員の指定 | |
| | (2) 事情聴取等 | |
| V | 調査結果 | 18 |
| 1 | 職員等の情報漏えい等について | 18 |
| | (1) 職員 A | |
| | (2) 元職員 D | |
| | (3) 元職員 E | |
| | (4) 職員 B | |
| | (5) 職員 C | |
| | (6) 経理部契約課職員による情報流出 | |
| | (7) 都として認定した職員等 | |
| | (8) 職員を特定することはできなかったものの情報が流出した事案 | |
| 2 | 調査の過程で判明した不適正事案 | 35 |
| | (1) 単価項目の算出根拠が変更になることを示唆した事案 | |
| | (2) 受託事業者による公文書開示請求に対する全部開示処理 | |
| | (3) 職員 Y 及び職員 Z の事故の把握の遅れ | |
| VI | 再発防止 | 38 |
| 1 | 再発防止の方向性 | 38 |
| | (1) 浄水場職員による情報漏えい | |
| | (2) 経理部契約課職員による情報流出 | |
| 2 | 浄水場職員による情報漏えいに係る再発防止 | 38 |

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| (1) | 再発防止の考え方 | |
| (2) | 事故に至った背景・原因と課題 | |
| (3) | 「機会」「動機」「正当化」の分析と検証 | |
| 3 | 経理部契約課職員による情報流出に係る背景と原因分析 | 41 |
| 4 | 水道局における再発防止策 | 42 |
| (1) | これまでの再発防止策 | |
| (2) | 中間報告書で示した再発防止策 | |
| (3) | 中間報告書以降の新たな再発防止策の策定 | |
| (4) | 有識者委員会からの助言 | |
| (5) | 新たな再発防止策 | |
| (6) | 情報流出に対する再発防止策 | |
| 5 | 事業者の排除措置命令に対する対応 | 57 |
| VII | 職員の懲戒処分等 | 58 |

I 公正取引委員会による改善措置要求等

1 公正取引委員会による事業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会による調査の結果、水道局の7つの浄水場における排水処理作業委託に関し、次の独占禁止法違反が認められた。

(1) 違反事業者

月島テクノメンテサービス株式会社
石垣メンテナンス株式会社
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社
水 i n g 株式会社

(2) 違反行為の概要

上記4社は、遅くとも平成26年3月頃以降、排水処理作業の希望制指名競争見積り合わせによる発注において、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、排水処理作業の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 排除措置命令の概要

ア 月島テクノメンテサービス株式会社、石垣メンテナンス株式会社及び日本メンテナンスエンジニアリング株式会社の3社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議するよう命じられた。

(ア) 上記(2)の行為を取りやめていることを確認すること。

(イ) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都（以下「都」という。）が発注する浄水場の排水処理作業について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

イ 3社は、それぞれ、上記アに基づいて採った措置を、自社を除く2社及び都に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底するよう命じられた。

ウ 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、都が発注する浄水場の排水処理作業について、受注予定者を決定しないよう命じられた。

(4) 課徴金納付命令の概要

月島テクノメンテサービス株式会社及び石垣メンテナンス株式会社の2社に対し、令和2年2月12日までに、それぞれ6,153万円、1,265万円を支払うことが命じられた(表1のとおり)。

【表1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者等】

| 違反事業者名 | 排除措置命令 | 課徴金額 | 課徴金減免制度の適用 |
|----------------------|--------|---------|------------|
| 月島テクノメンテサービス株式会社 | 対象 | 6,153万円 | 30% |
| 石垣メンテナンス株式会社 | 対象 | 1,265万円 | 30% |
| 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 | 対象 | — | 対象外 |
| 水 i n g 株式会社 | — | — | 免除 |

2 公正取引委員会による都知事に対する改善措置要求

本件において、水道局の職員が、特定の事業者の従業者に対し、非公表の予定価格に関する情報を教示していた行為が、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為として認められたため、都知事に対し、改善措置要求が行われた。

(1) 情報漏えいで指摘を受けた職員等

ア 金町浄水管理事務所技術課排水処理係長(職員A)

平成26年度契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち、特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

イ 金町浄水管理事務所技術課排水処理係長(元職員E。職員Aの後任)

平成27年度契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち、特定の事業者の従業者に対し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

ウ 朝霞浄水管理事務所技術課排水処理係主任(職員B)

平成27年度契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち、特定の事業者の従業者に対し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

(2) 改善措置要求等

職員等による上記(1)の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号(発注に係る秘密情報の漏えい)の規定に該当し、同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、都知事に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、上記(1)と同様の行為が行われないよう、上記(1)の行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

また、都知事は、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求められた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、都知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知がなされた。

3 公正取引委員会から水道局に対する申入れ

公正取引委員会による本件の調査の過程において、上記2(1)の入札談合等関与行為以外にも、水道局の職員が、次の行為を行っていた事実が認められたため、水道局に対し、申入れが行われた。

(1) 情報漏えい等で指摘を受けた職員等

ア 三郷浄水場排水処理担当係長(元職員E)

平成22年度以前のいずれかの契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち、特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

イ 金町浄水管理事務所技術課排水処理係長(職員A)

平成23年度から平成25年度までの各年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち、特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

ウ 金町浄水管理事務所技術課排水処理係主任(元職員D)

平成26年度契約に係る見積り合わせにおいて、同事務所の技術課排水処理係長(職員A)が、見積り合わせ参加業者のうち、特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示した際に、同席していた。

エ 三園浄水場課長補佐兼浄水施設係長（職員C）

平成 24 年度契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち、特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

オ 経理部契約課の職員

平成 29 年度契約に係る見積り合わせにおいて、受注者となった事業者の従業者に対し、見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際、誤って非公表の予定推定総金額が記載された書類を含めて交付した。

（２）申入れの概要

職員等による上記（１）の行為は、いずれも入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものである。

よって、水道局は、公正取引委員会から、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなど所要の措置を講ずるよう申入れを受けた（表 2 のとおり）。

【表 2 公正取引委員会から指摘を受けた職員等】

| 所属名等 | 当時の役職等 | | ～H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 職員の現在の状況 |
|---------------|-----------------|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------------------------|
| | | | ～H22 契約 | H23 契約 | H24 契約 | H25 契約 | H26 契約 | H27 契約 | H28 契約 | H29 契約 | |
| 金町浄水 管理事務所 | 排水処理係長 (土木) | 職員A | | ○ | ○ | ○ | ● | | | | 50代・男性 課長代理 |
| | 排水処理係 主任(機械) | 元職員D | | | | | ○ (同席) | | | | 60代・男性 都を退職(現在: 東京水道サービス(株)) |
| | 排水処理係長 (土木) | 元職員E | | | | | | ● | | | — |
| 三郷浄水場 | | | ○ | | | | | | | | |
| 朝霞浄水 管理事務所 | 排水処理係 主任(機械) | 職員B | | | | | | ● | | | 60代・男性 再任用主任 |
| 三園浄水場 | 浄水施設係長 (土木) | 職員C | | | ○ | | | | | | 50代・男性 統括課長代理 |
| 契約課 | 不明 | | | | | | | | | ○ | — |

凡例：● 改善措置要求の対象 ○ 要請の対象

II 調査・検討体制

1 「調査特別チーム」の設置

- 平成30年10月31日、都では、知事の指示の下、全庁的な観点から原因究明・再発防止等の検討を実施するため、関係局による「調査特別チーム」を設置した。

調査特別チームの構成員については、表3のとおり

【表3 調査特別チーム名簿】

| 職 | 氏名 |
|--------|---|
| 副知事 | 多羅尾 光睦 |
| 副知事 | 長谷川 明 |
| 政策企画局長 | 梶原 洋（平成31年3月31日まで） 山手 斉（平成31年4月1日から） |
| 総務局長 | 遠藤 雅彦 |
| 財務局長 | 武市 敬 |
| 水道局長 | 中嶋 正宏 |

※事務局 総務局コンプライアンス推進部

- 調査については、事故発生局である水道局における事情聴取及び事業内容、契約制度等の調査分析並びに事務局である総務局コンプライアンス推進部による特別監察により実施した。

2 「調査特別チーム」会議

- 第1回会議

ア 日時

平成30年11月2日（金曜日）

イ 議事要旨

- ・ 概要の報告について

水道局長から、公正取引委員会による立入検査の概要等について報告があった。

・特別監察について

総務局長から、特別監察を開始する旨の報告があった。

総務局コンプライアンス推進部長から、特別監察の目的及び進め方等について説明があった。

特別監察の実施について了解した。

○ 第2回会議

ア 日時

平成30年11月27日（火曜日）

イ 議事要旨

・調査特別チーム中間報告書について

報告書の内容について最終確認を行い了承した。

・今後の進め方について

今後の進め方について確認し了承した。

○ 汚職等防止部会・幹事会・調査特別チーム合同会議（第3回会議）

ア 日時

令和元年7月16日（火曜日）

イ 議事要旨

① 開会

・多羅尾副知事から、公正取引委員会からの改善措置要求等を受け、本会議を開催する旨発言があった。

・長谷川副知事から、汚職等防止部会を通じて全庁を挙げた取組の検討を進めていくとの発言とともに、出席者に対する協力依頼があった。

・水道局長から、事実関係を明らかにした上で、更なる再発防止策を徹底して実施し、局の総力を挙げて取り組む旨発言があった。

② 議事

・コンプライアンス推進部長から、公正取引委員会からの改善措置要求等の報告とともに、都において把握している事項全般についての説明及び今後の進め方について説明があった。

③ 閉会

・多羅尾副知事から、公正取引委員会からの改善措置要求等に

については、入札談合等関与行為防止法に基づき、知事から調査のための職員として指定されたと説明があった。

- ・また、改善措置要求及び要請については、調査特別チームにおいて、引き続き、調査・検討を進め、再発防止策をまとめ、職員に対する処分については、任命権者である水道局長が行う、との発言があった。
- ・加えて、汚職等防止部会で改めて検討する全庁の汚職等の防止策については、速やかに取りまとめを行っていく、との発言があった。

○ 第4回会議

ア 日時

令和元年 11 月 7 日（木曜日）

イ 議事要旨

- ・事実認定について
職員 A 以下の事故事実の認定について確認を行い了承した。

○ 汚職等防止部会・幹事会・調査特別チーム合同会議（第5回会議）

ア 日時

令和元年 11 月 22 日（金曜日）

イ 議事要旨

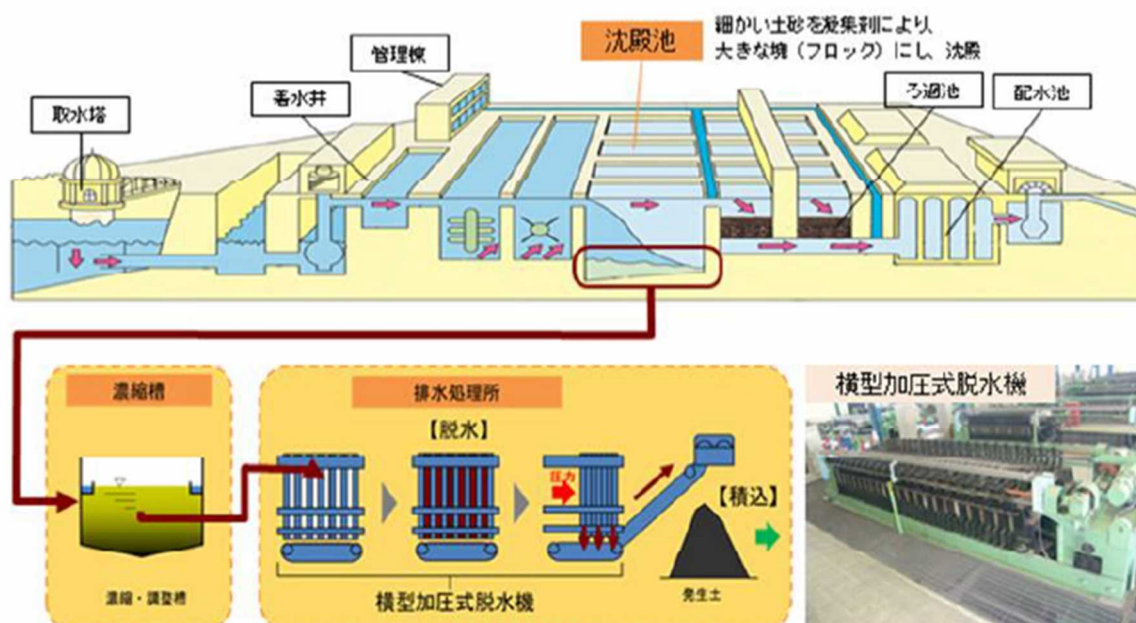
- ・調査特別チーム最終報告書について
報告書の内容について最終確認を行い了承した。
- ・汚職等防止策検討結果報告書について
報告書の内容について最終確認を行い了承した。
- ・今後の予定について
今後の予定について確認し了承した。

Ⅲ 水道局における排水処理作業の概要

1 排水処理作業の概要

- 浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理する機械の運転管理業務であり、浄水場における排水処理のイメージは図1のとおりである。

図1 浄水場排水処理イメージ図



(1) 委託の経緯

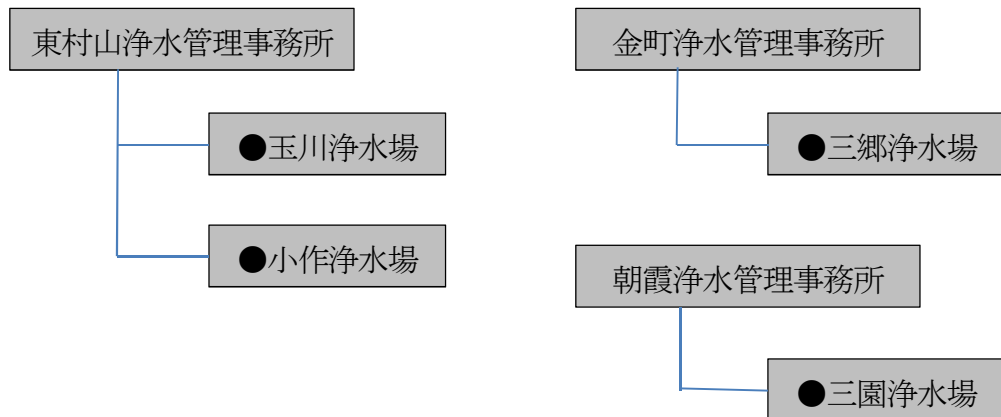
- 排水処理の導入当初は、機器が普及しておらず取扱業者が限定されていたため製造会社に特命随意契約を行っていた。
- その後、平成13年度以降、機器の普及や調達のエコノミー性の観点により指名競争見積り合わせ方式に移行した。
- それ以来、各浄水場とも、平成30年度までほぼ同一の業者が受託していた（関連会社への移行や社名変更等による受託事業者の変更はあるが、7つの浄水場を3社が受託）。

(2) 排水処理作業を委託している浄水場

- 平成13年度から平成30年度まで、東村山、金町及び朝霞浄水管理事務所並びに玉川、小作、三郷及び三園浄水場において、排水処理作業について民間事業者へ委託を行っていた（表4のとおり）。

なお、今年度については、玉川、小作、三郷及び三園浄水場においては排水処理作業を民間事業者へ委託しているが、東村山、金町及び朝霞浄水管理事務所については、水道局職員が直営にて排水処理に係る業務を行っている。

【表 4 水道局の浄水場のうち排水処理作業を委託していた浄水場】



※ ●印の浄水場が、今年度も民間事業者へ委託している浄水場

(3) 受託事業者の常駐場所

- 排水処理作業委託の受託事業者の社員は、浄水場敷地内の水道局職員が常駐する管理本館とは別棟の排水処理所に常駐していた。

(4) 委託管理（施行管理）をする部署

- 東村山、金町及び朝霞浄水管理事務所では、技術課の排水処理担当（係）が担当していた。
- 玉川、小作、三郷及び三園浄水場では、浄水施設担当（係）又は技術担当（係）の一部の職員が担当していた。

なお、三郷浄水場は排水処理担当課長代理（係長）が設置されているため、排水処理担当課長代理（係長）と浄水施設担当（係）の一部の職員が担当していた。

※ 平成 27 年度から係制を廃止し担当制に移行

(5) 設計・積算部署

- 全ての浄水場において、上記（4）の委託管理（施行管理）を行う部署の職員のうち、事務分担で指定された職員が担当していた。

(6) 設計・積算に係る情報管理

- 排水処理作業委託は、工事系システムでは設計・積算できないため、設計担当者は表計算ソフト（E X C E L）を使用して設計書等の作成を行っていた。
- E X C E Lデータは、係のファイルサーバ内に保管されていたため、担当者以外の職員がデータにアクセスすることができる状態であった。
- 一方、積算基準や単価表などの紙の情報は、鍵のかかる書庫に保管されていたが、浄水施設担当（係）及び排水処理担当（係）の職員は自由に閲覧できる環境にあった。

(7) 契約部署

- 設計金額が 4,000 万円以上については、経理部契約課が担当。
4,000 万円未満については、それぞれ東村山、金町及び朝霞浄水管理事務所の庶務課が担当。

2 排水処理作業委託契約について

(1) 複数単価契約

- 沈殿物の量は、河川からの取水量や濁り方などによって大きく変動し、それらは、毎年の気象条件に左右され、一年を通した総量をあらかじめ確定することは不可能なため、総価契約にはなじまず、作業ごとの複数の単価を設定した複数単価契約を採用。
- 各単価項目については、浄水場の実態に沿って多少異なるものの、おおむね平常作業、延長作業などの項目を設定していた。

(2) 契約締結時期

- 契約期間は、4月1日から3月31日までの年間契約
公表は、2月中旬頃
契約締結時期は、3月20日前後

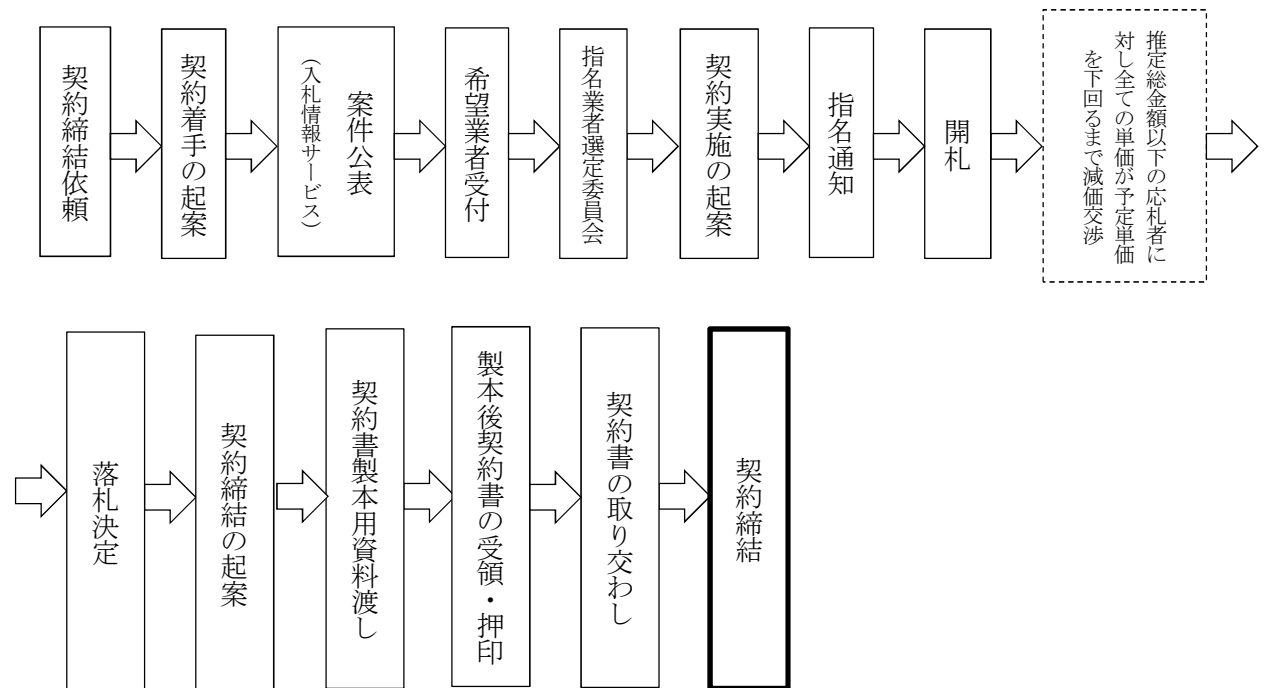
(3) 単価項目の追加

- 小運搬工
平成24年度契約分から金町浄水場の排水処理作業委託で追加
- 機器補修工
平成27年度契約分から全浄水場の排水処理作業委託で追加

(4) 契約フロー

- 排水処理作業委託契約の契約期間は、4月1日から3月31日までの年間契約となっているため、次の表5のような契約フローにより、前年度末に準備契約として契約手続を行っていた。

【表5 排水処理作業委託の契約フロー】



(5) 契約担当者と事業者の接触

- 排水処理作業委託契約については、全庁統一の電子調達システムにて「案件公表」から「落札決定」まで事務処理を行っているため、契約課職員が事業者と書類の受渡しを行う機会は、「契約書製本用資料渡し」「製本後契約書の受領・押印」「契約書の取り交わし」の3段階となるが、全て契約課のカウンターで受渡しは実施されていた。

IV 経緯

1 中間報告書公表までの経緯

(1) 事故発覚

- 平成 30 年 10 月 30 日、公正取引委員会により、水道局が発注する排水処理作業委託の見積り合わせにおいて談合の疑いがあるとして、独占禁止法第 47 条に基づく立入検査が行われ、その際、同局職員が契約に係る情報を漏えいした可能性があるとの報道があった。
- これを受け、都では、知事の指示の下、全庁的な観点から関係局による「調査特別チーム」を設置し、その下で、総務局の特別監察及び水道局のヒアリング等により、職員の非違行為の有無に関する調査、原因の究明及び再発防止策の検討を行った。

(2) 調査の概要

- 水道局職員に対する調査
水道局及び総務局において、表 6 のとおり職員に対する調査を行った。

【表 6 職員に対する調査】

| | |
|---------------------------|---------|
| 水道局関係部所長等による職員ヒアリング | 170 名 |
| 水道局監察部門による事情聴取 | 31 名 |
| 浄水部関係全職員(※)に対する記名式チェックシート | 1、077 名 |
| 総務局による特別監察 | 4 名 |

※ 病気等による長期不在者は除く。

- 当該委託業務に係る調査
「業務の概要」「委託の経緯」「水道局における当該委託契約業務との類似事例調査」等について調査を行った。

(3) 調査により判明したこと（中間報告書時点）

- 事故に相当する事実
水道局職員 A が、平成 22 年度から平成 25 年度までの間に、複数回、受託事業者に対して、複数単価契約による翌年度の設計単価に関する情報を示した。なお、その見返りに便宜供与は受けていなかった。

○ 当該委託業務の分析

ア 水道局における当該委託契約との類似事例調査

当該委託案件は、次の3条件が揃った契約であり、水道局内では本件のみであることが判明した。

- ・直近の契約から5年間、連続して同一業者が落札
- ・受託事業者が局施設内に常駐
- ・施行管理担当職員と設計・積算担当職員が同一

イ 受託事業者の優位性

連続して受注している事業者は、機械設備の製造会社の関連企業であるため、機器の特性に熟知していたことから、故障時等への対応が比較的容易であった。

また、連続して受注することで常駐作業員の継続雇用が可能であること、受注を繰り返すことにより積算精度が向上することなどから、次年度の見積り合わせにおいて有利な状況であった。

(4) 水道局における原因分析（中間報告書時点）

○ 事故から直接導かれる事項

ア 職場環境の問題

イ 受託事業者への過度の信頼

ウ 過去の非違行為について、職員が自発的に申告する仕組みが機能せず

エ より競争性を発揮するための不断の見直しが不十分

○ 局事業の構造的な面から推測される事項

ア 企業からの働きかけを受けやすく、外部からのチェックが緩い

イ 受託事業者と密接な調整が必要な職場環境にある

ウ 業務に対する新しい視点やチェック機能が入りにくい

(5) 水道局における再発防止策（中間報告書時点）

- 事故発生局である水道局では、中間報告までに判明した事故に係る原因分析や構造的な問題を踏まえ、それまでの汚職防止対策に加えて、水道局における再発防止策を全庁的な取組に先行して実施することとした（表7のとおり）。

【表 7 水道局における再発防止策（中間報告書時点）】

| 中間報告書における再発防止策 | |
|------------------------|---|
| 事故から直接導かれる事項の改善策 | 取組1 排水処理担当を廃止し、担当組織を大きくり化することで、適切な施行管理を徹底 |
| | 取組2 入札参加条件と発注仕様の見直し |
| | 取組3 契約方法の見直し（総合評価方式による複数年契約の導入） |
| | 取組4 積算業務は本庁で一括することで現場業務から分離 |
| | 取組5 不正行為に対するペナルティ強化 |
| | 取組6 契約締結手続の監視体制強化 |
| | 取組7 職員の自発的な非違行為の申出を促す仕組みづくり |
| 局事業の構造的な面から推測される事項の改善策 | 取組8 委託の設計・積算をシステム化し局内の情報管理を徹底 |
| | 取組9 委託契約情報の事後公表の拡大 |
| | 取組10 職場内で不正を発見・防止する体制の構築 |
| | 取組11 第三者コンプライアンス委員会の設置 |

（6）中間報告書公表

- 平成 30 年 11 月 29 日、職員 A 1 名の情報漏えいの事実認定と事故の背景並びに水道局における再発防止策等の検討結果を「中間報告書」として取りまとめ公表した。

2 中間報告書公表から公正取引委員会による改善措置要求等までの調査

（1）水道局による調査

- 水道局では、表 8 のとおり職員に対するヒアリング及び事情聴取を行った。

【表 8 職員に対する調査】

| | |
|-----------------|------|
| 水道局所管部署によるヒアリング | 68 名 |
| 水道局監察部門による事情聴取 | 18 名 |

（2）総務局による特別監察

- 総務局では、平成 22 年度から平成 30 年度までの間に排水処理作業委託契約の設計金額又は予定価格を職務上知り得た職員に対

し、無記名によるアンケートを送付の上、個別に事情聴取を実施した。

さらに、公正取引委員会の事情聴取を受けた職員やその管理監督者などの関係職員に対しても事情聴取を実施した。

ア アンケート調査

- ・ 期間：平成 31 年 1 月 10 日から同月 30 日まで
- ・ 回答：265 名（回答率 94%）

イ 事情聴取

- ・ 期間：アンケート調査以降実施
- ・ この事情聴取では、後日、虚偽の供述をしていたことが明らかになった場合には、懲戒処分の決定に当たり、原則として、処分量定を加重して適用されることとなる旨の告知を行った。

○ 事情聴取者数

上記イに係る事情聴取実施者数は表 9 のとおり

なお、職員 A 等の事故者に対しては、複数回、事情聴取を実施しているため延人数は 357 名となった。

【表 9 対象者数及び事情聴取実施者数】

| | 対象者数 | 実施者数 | 割合 |
|----------------|-------|-------|--------|
| 現職（休職者 6 名は除く） | 277 名 | 277 名 | 100.0% |
| 退職派遣者 | 3 名 | 3 名 | 100.0% |
| 退職者（生存者） | 104 名 | 57 名 | 54.8% |
| 計 | 384 名 | 337 名 | 87.8% |

3 改善措置要求前までに調査で判明したこと

○ 職員 A

平成 22 年度（平成 23 年度契約）から平成 25 年度（平成 26 年度契約）の間に複数回、受託事業者に予定価格に関する情報を漏えいした。

○ 職員 B

平成 23 年度（平成 24 年度契約）から平成 26 年度（平成 27 年度契約）の間に複数回、受託事業者に予定価格に関する情報を漏

えいした。

○ 職員C

平成 23 年度（平成 24 年度契約）について、受託事業者に予定価格に関する情報を漏えいした。

○ 元職員D

平成 25 年度（平成 26 年度契約）について、職員Aが受託事業者に対し非公表の予定価格に関する情報を教示していたところに同席した。

○ 経理部契約課職員

平成 29 年度契約に係る見積り合わせにおいて、受注者となった事業者の営業担当者に対し、非公表の予定推定総金額が記載された書類を誤って交付した。

- 設計情報を漏えいした職員以外に、受託事業者から設計金額等の情報を聞かれたと供述した職員が5名いた。また、部下職員が契約情報を聞かれたのを見聞きした職員もいた。

4 公正取引委員会による改善措置要求等以降の調査状況

(1) 調査職員の指定

- 前記2のとおり、都は、中間報告書公表以降も引き続き調査特別チームによる調査を続行し、把握した事実を公正取引委員会に提供することにより、同委員会による行政調査に協力してきたところであるが、令和元年7月11日、都は公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等を受けた（内容は「I 公正取引委員会による改善措置要求等」を参照）。
- 入札談合等関与行為防止法は、当該要求を受けた各省各庁の長等は、事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければならない旨定めている。
- 知事は、同日、入札談合等関与行為防止法第3条に定める調査を実施する職員として調査特別チームの多羅尾副知事を指定し、引き続き調査特別チームが主体となり、構成員である水道局（事故発生局）及び総務局（調査特別チーム事務局）が継続して調査を実施することとした。

(2) 事情聴取等

- 都は、調査に当たり、入札談合等関与行為防止法第5条第3項の規定に基づき、公正取引委員会から資料の提供を受け、同委員会の調査内容を詳細に確認した上で、受託事業者の関係者、事故者及び事故者の関係者に対し、事実解明等を行うために、総務局と事故発生局の水道局において事情聴取を合同で実施した（表10のとおり）。

【表10 事情聴取実施者数】

| 対象者 | 実施者数 | 延べ回数 |
|------------|------|------|
| 職員（元職員を含む） | 94名 | 105回 |
| 事業者 | 8名 | 12回 |
| 計 | 102名 | 117回 |

V 調査結果

1 職員等の情報漏えい等について

(1) 職員 A

ア 都として認定した事実

- 平成 22 年度から平成 25 年度まで 4 年間、金町浄水管理事務所技術課の排水処理係長として在籍していた土木技術職の職員 A は、在籍期間中、毎年度、金町浄水場内の排水処理作業委託の受託事業者の詰所等において、受託事業者の現場責任者に対し、排水処理作業委託契約に係る見積り合わせ実施日前までに、非公表の設計金額に関する情報を漏えいした。

なお、便宜供与の事実については認められなかった。

イ 事故に至った背景

- 職員 A は、浄水場の現場及び排水処理の業務に就くのは金町浄水管理事務所（以下「金町」という。）が初めてであったため、排水処理の係長としての責務を果たすべく、現場に積極的に顔を出し、不明な点は受託事業者と打合せを重ねることで排水処理業務を習得していった。
- 当時、排水処理作業委託の設計は、浄水場の排水処理係の職員が行うことになっていたが、金町には、設計実務に詳しい職員があまりいなかったこともあり、職員 A は、自ら設計・積算を担当した。
- 金町は、都内の 5 分の 1 程度の浄水を作る重要な浄水施設であり、職員 A が所属していた技術課は 150 名もの職員が在籍する大きな組織であった。そのため、職員 A の上司である技術課長は、定例の業務の管理は係長に一任しており、定例の係長会議や大きなトラブルに対する報告以外は、職員 A と話す機会がほとんどなかった。
- また、排水処理業務の大部分は、受託事業者が担っており、排水処理係の職員は、一日の大半を受託事業者との調整や監督業務に費やされ、他の係との調整等もほとんど必要とせず、他の浄水場の排水処理係長との交流も年 2 回ほどの担当者会での情報交換程度であった。
- こうした状況から、初めて排水処理業務に従事した職員 A は、周りからのサポートが得られていないと感じていた。

- 金町の排水処理施設は、汚水を溜める排水池の容量が小さく、また、脱水機などの機器の故障やトラブルも頻発していたが、受託事業者の現場責任者は、その都度、現場実態に即した運転の工夫やトラブル対応策を迅速に提案していた。排水処理の経験が乏しい職員Aは、その提案を元に、受託事業者に対応を依頼し、遅延なくトラブル対応を行ってきた。
- 職員Aは、現場責任者の業務に対する知識や取組姿勢に対し、着任して半年も経たないうちに、信頼を寄せるとともに恩義まで感じるようになっていった。
- 排水処理作業委託契約では、受託事業者が変更した場合は確実に引継ぎをするよう定められているものの、契約日程上、引継期間は1週間程度しか取れないことから、職員Aは、年間を通じ様々なトラブル対応を行った経験がない事業者では、円滑な業務委託はできないと考えるとともに、既存の受託事業者以外が受託することになった場合には、排水処理係としての業務が大変になると考えていた。
- 平成23年3月11日、東日本大震災発生後の福島第一原子力発電所の事故により、金町では、排水処理の過程で発生する発生土の放射能濃度が上がり、それまで園芸用土として売却していた発生土を売却することができず、搬出先が決まるまで場内に一時的に保管することとなった。
- 当時、現場業務に就くことを躊躇する職員がいた一方、受託事業者は、現場責任者の差配の下、このような環境下でも社員が協力し合い受託業務を確実に履行していった。その姿を見て、職員Aは受託事業者、特に、現場責任者に対して心酔するようになっていった。
- 職員Aは、排水処理業務については現場業務を通じ習得していったものの、最低制限価格が設定されていない委託契約では、事業者間の競争が保たれている場合、設計金額を教示しても、教示を受けた事業者が応札で有利になるとは限らないが、そのことを認識していなかった。
- そのため、現場責任者から情報提供の求めがあれば、情報提供した情報がどのように使われるか想像することもなく、受託事業者に次年度の契約をとってもらいたいとの気持ちから、設計金額等を漏えいしていった。
- 当時、職員Aは、法令に違反することや刑事責任を問われるということを正確には認識していなかったため、最初に情報提供の

求めがあったときには、悪いことだと思っていたものの、次第にその気持ちも薄れていった。

- また、この間、汚職等非行防止研修は受講していたが、内容ははっきりと記憶していなかった。
- 職員 A は、事故発覚後、今考えれば、これほど重大なことだという認識が当時は足りていなかったと供述した。

ウ 事故に相当する事実

- 平成 23 年 1 月頃、職員 A は、現場巡回の途中、排水処理係長が局側の排水処理作業の責任者であり設計金額も知っていると認識していた受託事業者の現場責任者から、何か契約に関する情報があれば教えてほしい、という主旨のことを聞かれた。
- 職員 A は、一度は拒否したものの、来年度も同じ業者が契約してくれるといいと考え、数日後、誰にも相談することもなく、係内のフォルダーに保存されていた設計書等を元に、予定単価や予定数量などの数字を職場のパソコンで資料を作成し、それを紙に打ち出した上で、受託事業者の詰所に一人で訪問し、現場責任者のデスク近辺で翌年度の設計金額に関する情報を提供した。なお、職場のパソコンで作成した資料は、紙で打ち出した後すぐに削除したと供述している。
- 情報を提供するという行為に抵抗感が低くなっていた職員 A は、翌平成 24 年度契約についても、現場責任者の求めに応じ、職場のパソコンで作成した資料を提供した。
- 水道局では、平成 24 年 11 月に汚職防止策を策定し徹底していたばかりであったにもかかわらず、平成 25 年 1 月頃、職員 A は、翌年度の契約についても、現場責任者の求めに応じ、情報漏えいを行った。
- 職員 A は、金町に在籍していた最終年度である平成 26 年 2 月頃、受託事業者から、震災復興の影響で労務単価が上昇しているので来年度の動きを教えてほしい、という主旨の依頼を受けた。
- 営業担当者が浄水場に来庁することを現場責任者から聞いた職員 A は、管理棟の執務室内の打合せコーナーで対応し、初めは、「労務単価の上がり方はわかるはず。」と回答したものの、結局、前年度より 10% 程度上がるということを示唆した。
- この数週間後、受託事業者の現場責任者から予定価格の情報提供の依頼があり、職員 A は、これまで複数回、情報を提供し

てきたため、その依頼には断ることもなく、設計金額に関する情報を提供した。

- これまで職員 A は、受託事業者の現場責任者に情報を提供する時には単独で情報提供を行ってきたが、平成 26 年 2 月には、元職員 D を同行させ、排水処理棟の手前まで来ていた受託事業者の現場責任者に予定価格等を提供した。
- なお、金品等の授受等の便宜供与はいずれの年度についても認められなかった。
- 職員 A に係る年度別の情報漏えい事故に相当する事実は、表 11 のとおり

【表 11 職員 A による事故事実】

| 年度 | 時期 | 内 容 |
|-------------|---------|---|
| H22(H23 契約) | H23.1 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ きっかけ…事業者からの依頼 ・ 場所…受託事業者の履行場所控室 ・ 相手…現場責任者 ・ 内容…契約項目・予定数量・単価・金額、合計金額 ・ 提供方法…書面を提供 |
| H23(H24 契約) | H24.1 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ きっかけ…事業者からの依頼 ・ 場所…受託事業者の履行場所 ・ 相手…現場責任者 ・ 内容…契約項目・予定数量・単価・金額、合計金額 ・ 提供方法…書面を提供 |
| H24(H25 契約) | H25.1 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ きっかけ…事業者からの依頼 ・ 場所…受託事業者の履行場所 ・ 相手…現場責任者 ・ 内容…契約項目・予定数量・単価・金額、合計金額 ・ 提供方法…書面を提供 |
| H25(H26 契約) | H26.2 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ きっかけ…事業者からの依頼 ・ 場所…管理棟の打合せコーナー ・ 相手…現場責任者と営業担当者 ・ 内容…予定価格の上昇幅 ・ 提供方法…口頭で示唆 |

| | | |
|-------------|----------------------------|--|
| H25(H26 契約) | H26.2 頃 (1 回目の 数週間後) | <ul style="list-style-type: none"> ・ きっかけ…事業者からの依頼 ・ 場所……受託事業者の履行場所入口付近 ・ 相手……現場責任者 ・ 同席者……元職員 D ・ 内容……契約項目・予定数量・単価・金額、合計金額 ・ 提供方法…書面を提供 |
|-------------|----------------------------|--|

(2) 元職員 D

ア 都として認定した事実

- 平成 25 年度から平成 26 年度まで、金町浄水管理事務所技術課排水処理係主任として在籍していた機械技術職の元職員 D は、平成 26 年 2 月頃、当時の上司である職員 A が排水処理の受託事業者の現場責任者に対し、見積り合わせ実施日前に非公表の設計金額に関する情報を漏えいした場に同席したにもかかわらず、それを止めることなく、上司に報告もしなかった。
なお、便宜供与の事実については認められなかった。

イ 事故に至った経緯及び事故に相当する事実

- 元職員 D は、金町に在籍していた 1 年目には排水処理作業委託の設計・積算を担当していたが、排水処理作業の設計・積算事務を行った経験がなかったこともあり、経験がある上司の職員 A の確認を受けながら設計・積算業務を行っていた。
- 平成 26 年 2 月頃、定例の係内ミーティングが終わった後、職員 A から「受託事業者の現場責任者に会いに行くので一緒に来てほしい。」という主旨の言葉をかけられた元職員 D は、仕事上の指示だと思い、職員 A とともに受託事業者の詰所がある排水処理棟に向かった。
- 現場責任者は、排水処理棟の入口付近まで来ていたため、職員 A はその場で持参した紙を提示した。
- 元職員 D は、一緒に行く途中、職員 A が持参したものの中に予定数量のような数字が書かれた紙を見たことから、同席する前は予定単価ではなく予定数量と認識していた。しかし、職員 A が紙を提示した時には、それが設計情報であることを把握したにもかかわらず、職員 A の行動を阻止することはせず、その横でただ傍観していた。

- その後、職員 A と元職員 D は、それぞれ別に現場巡回に向かった。
- 元職員 D は、ここで自分が話してしまうと影響が大きくなるので、巡回業務終了後に管理棟に戻ってから、職員 A の情報漏えい行為を上司等に報告することはせず、その後、公正取引委員会の調査が進むまで報告していなかった。

ウ 事故に相当する事実

元職員 D に係る情報漏えい事故に相当する事実は表 12 のとおり

【表 12 元職員 D による事故事実】

| 年度 | 時期 | 内容 |
|-------------|---------|---|
| H25(H26 契約) | H26.2 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所……受託事業者の履行場所入口付近 ・ 相手……現場責任者 ・ 同席者……職員 A ・ 内容……職員 A が契約項目・予定数量・単価・金額、合計金額が記載された書面を提供したところに同席していたが、それを止めることなく、また、その事実の報告を怠った。 |

(3) 元職員 E

ア 事故の概要

- 平成 20 年度から平成 22 年度まで、三郷浄水場（以下「三郷」という。）に排水処理担当係長として在籍していた土木技術職の元職員 E は、平成 22 年度末、翌年度の契約に係る見積り合わせにおいて受託事業者の営業担当者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示した。
- また、平成 26 年度から平成 27 年度まで金町浄水管理事務所技術課に排水処理係長として在籍していた元職員 E は、平成 26 年度末、翌年度の契約に係る見積り合わせにおいて、受託事業者の営業担当者に対し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示した。
 なお、いずれの年度においても便宜供与の事実については認められなかった。

イ 事故に至った経緯

(ア) 三郷浄水場における情報漏えい

- 翌年度の見積り合わせが行われる直前の平成 23 年 1 月頃、請求書等の書面の受け渡しのため三郷に来庁していた営業担当者から打合せの依頼を受けた元職員 E は、管理棟の事務室フロアの打合せコーナーに営業担当者を通し、単独で受託事業者が持参してきた書類の確認等を行った。
- その際、営業担当者から、次年度の予定価格はどれくらいなのか、という主旨の質問を受けた元職員 E は、手元にあったファイルを開き、排水処理作業委託の契約項目毎の予定価格の単価や合計金額が記載された表を見せ、営業担当者に書き写させた。
- なお、三郷の受託事業者は、通常、郵送等で請求書等を送付していたが、年末年始に限っては営業担当者が挨拶を兼ねて請求書等を持参し、その際、排水処理係の職員が単独で対応してきた場合に、その職員に対し翌年度の契約情報を尋ねていたことが確認された。

(イ) 金町浄水管理事務所における情報漏えい

- 元職員 E は、平成 26 年度から平成 27 年度まで金町の排水処理係長となった。
- 水道局では、平成 24 年度の収賄事件に続き平成 26 年度にも情報漏えい事件が発覚したため、同年 12 月に新たに汚職防止策を策定し、打合せコーナーでの対応や複数職員による事業者対応をこれまで以上に徹底した。
- 金町の受託事業者は、月払の請求書等のやりとりについては、全て現場責任者を通して行っていたが、平成 27 年 2 月頃、水道局の対応が厳しくなったことを感じた現場責任者は、今年度は排水処理係長からは紙をもらえないようだと言った営業担当者に相談した。そのため、営業担当者は、元職員 E と直接話をするため、現場責任者から直接会って挨拶したい旨の連絡をさせた。
- 連絡を受けた元職員 E は、管理棟の事務室フロアの打合せコーナーに現場責任者と営業担当者を通し、挨拶を交わした。
- 営業担当者から次年度の見積り合わせにも参加する旨の挨拶を受けた元職員 E は、「今回が最後だ。」という主旨のことを告げ、黙って排水処理作業委託の項目毎の単価、予定数量、予定価格等が記載された紙を見せ、受託事業者は全ての項目を書き写した。

- 翌年度の同時期、前年度から排水処理の担当職員から紙を入手できなくなった受託事業者の現場責任者は、予定価格を試算した紙を見せ元職員 E に確認しようと試みたが、「それはできない。」という旨を告げられたため、これ以降、情報の入手は断念した。
- 元職員 E は、その後、死亡したため、本人からの供述は得られなかったものの、公正取引委員会から提供を受けた資料及び関係職員の供述等から上記 2 回にわたる情報漏えいの事実を認定した。

ウ 事故に相当する事実

元職員 E に係る情報漏えい事故に相当する事実は表 13 のとおり

【表 13 元職員 E による事故事実】

| 年度 | 時期 | 内容 |
|-------------|----------|--|
| H22(H23 契約) | H23. 1 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・きっかけ…事業者からの依頼 ・場所…管理棟の打合せスペース ・相手…営業担当者 ・内容…予定価格等 ・提供方法…書面を提示 |
| H26(H27 契約) | H27. 2 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・きっかけ…事業者からの依頼 ・場所…管理棟の打合せスペース ・相手…営業担当者、現場責任者 ・内容…予定価格等 ・提供方法…書面を提示 |

(4) 職員 B

ア 事案の概要

- 平成 23 年度から平成 26 年度までの間、朝霞浄水管理事務所（以下「朝霞」という。）の技術課排水処理係に主任として在籍していた機械技術職の職員 B は、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度の 3 か年にわたり、朝霞の排水処理所脱水機棟内において、受託事業者の営業担当者に対し、排水処理作業委託契約に係る見積り合わせの見積書の提出締切日前までに、非公表の設計金額に関する情報を漏えいした。

なお、便宜供与の事実については認められなかった。

イ 事故に至った背景

- 平成 23 年度から平成 26 年度までの間、主任級職員として朝霞の排水処理係に配属となった職員 B は、朝霞に異動した初年度である平成 23 年度に、設計・積算業務を担当することとなり、設計金額を把握できる立場となった。
- 平成 24 年度以降、設計・積算業務の担当からはずれたものの、設計・積算をチェックする立場だったため、引き続き、設計金額は把握することができていた。
- 排水処理作業委託では、排水処理係の全員が委託作業の監督業務を行うこととなっていたが、排水処理の経験があり、機械設備にも精通していた職員 B は、脱水機などの設備関係の管理を一手に任されていた。
- 朝霞では、作業指示書、更正通知書、完了届や代金請求書などの書類は、受託事業者の営業担当が持参することが多く、そのため、職員 B は、受託事業者の営業担当者とは顔見知りになっていた。
- 職員 B が着任した当初、朝霞では、排水処理設備が古く更新時期を迎えていたこともあり、排水処理の処理能力に余裕がなく、また、脱水機などの機器類も故障が頻発していた。
- 脱水機等が故障した場合には、浄水場の運用に重大な支障が生じるとの危機感を持っていた職員 B は、高価な部品の調達については、別途、調達手続はしていたものの、簡易なものについては、迅速対応を図るため、本来は契約の範囲外だとは感じつつも特記仕様書に定めのない事項についても、「必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。」という契約条項を基に、脱水機等の製造設置会社の関連業者である受託事業者に依頼し対応してもらっていたが、協議書は作成していなかった。
- このことについて、職員 B は「甲乙協議して無理なところがあれば、保守契約をすればよく、時間あるもの、余裕あるものはそうしていました。時間もなくて緊急性のあるものは、協議の中で無理をお願いしていました。」と供述している。
- しかし、受託事業者側は、本来、水道局が費用負担すべき修理をどこまで行うかについて具体的な決まりはなく、排水処理の運転をしなければならぬため、ある程度の修理をするということはあったが、水道局から言われたから、仕方なく修理を

していたわけではなかったという認識を持っており、受託事業者が契約範囲外の対応を行った事実は認められなかった。

- 職員Bは、朝霞に着任した当初は、直属の係長に受託事業者に対応してもらっていたことを報告していたが、月日が経つにつれ、直属の係長に報告しなくなっていった。
- 職員Bは、脱水機等が故障したままになった場合には、結果として、受託事業者が人員増につながる深夜作業や休日作業で対応せざるを得ないため、簡易な修繕や部品の調達を受託事業者にもメリットがあるものと考えていた。また、浄水を確実に作ることが何よりも優先するとも考えていた。
- 一方で、契約書に明文の定めがない部品の調達について社内調整に尽力していたと感じていた営業担当者に対し、感謝の念を抱くようになっていった。
- その結果、職員Bは、営業担当者の依頼に対し、まあ仕方ないか、という気持ちから情報を漏えいした。
- しかし、職員Bは、情報漏えいが発覚することを恐れ、実際の設計金額は教示しなかった。
- なお、事故発覚後、職員Bは、平成24年度の収賄事件についても自分のことと捉えておらず、平成26年度の情報漏えい事件についても他の所属の職員がやったものという認識で、注意喚起はより徹底されていたものの、いずれの事件の報告書についても詳しく理解していなかった。

ウ 情報漏えいの経緯

- 朝霞では、受託事業者の営業担当者が月払の請求書等を持参し、排水処理を担当する職員が受領していた。その際、排水処理担当の職員が一人で対応し、かつ、話す時間的余裕がある場合には、営業担当者は営業活動の一環として、来年度の委託内容について聞き取りを行っていた。
- 平成24年1月から2月にかけて、受託事業者の営業担当者から、来年の委託はどうなりますか、という主旨のことを聞かれた職員Bは、営業担当者は設計金額のことを知りたいと察知したため、一旦はその誘いを断った。
- 一週間程経った頃、再度、営業担当者から、今年度に比べ翌年度はどうなりますか、という主旨のことを聞かれた職員Bは、これまで無償で対応してきてもらっていたこともあり、「来年度の総価は下がる。」という主旨のことを教示した。

- 翌年 2 月頃、営業担当と単独で話す機会があった職員 B は、前年度と同様に営業担当者から、来年の委託はどうなりますか、という主旨のことを聞かれたため、この時は、昨年度も話したということが頭に残っていたこともあり、「来年度の総価は上がる。」という主旨のことを教示した。
- また、水道局では、この契約の中で簡易な機器補修ができるようにするため、平成 27 年度契約から「機器補修工」という項目を新規に追加することとなった。
- 平成 27 年契約が公表される前、翌年から機器補修工が追加となることを知った受託事業者の営業担当者は、職員 B に、機器補修工の積算のやり方がわからないのですが、という主旨のことを伝えた。
- 当時、水道局では、二度目の汚職等非行防止策が策定され対策がより強化されていたが、自分のこととは捉えていなかった職員 B は、機器補修工は新たな項目であり単価の算出方法はなかなか理解できないと考えていたこと、また、営業担当者に対しても感謝の気持ちは残っていたことから、その求めに応じ単価を教示した。
- しかし、その際、正確な金額ではなく、「2 万円くらいではないか。」と近似値を教示した。
- また、その際、職員 B は、自分で記憶していた各単価項目の単価についても営業担当者に教示したが、情報漏えいが発覚しないように、実際の金額より低い金額を教示した。

エ 事故に相当する事実

職員 B に係る情報漏えい事故に相当する事実は表 14 のとおり

【表 14 職員 B による事故事実】

| 年度 | 時期 | 内容 |
|-------------|---------------|--|
| H23(H24 契約) | H24.1~2 月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・きっかけ…事業者からの依頼（複数回） ・場所……排水処理所の脱水機棟 ・相手……営業担当者 ・内容……次年度の合計金額が下がること ・提供方法…口頭で教示 |

| | | |
|-------------|--------------|--|
| H24(H25 契約) | H25.2 月 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・きっかけ…事業者からの依頼 ・場所……排水処理所の脱水機棟 ・相手……営業担当者 ・内容……次年度の合計金額が上がること ・提供方法…口頭で教示 |
| H26(H27 契約) | H27.1 月 頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・きっかけ…事業者からの依頼 ・場所……排水処理所 ・相手……営業担当者 ・内容……機器補修工の単価の近似値及び各 単価項目の単価の近似値（若干低 めの金額を提示） ・提供方法…口頭で教示 |

(5) 職員 C

ア 事故の概要

- 平成 23 年度から平成 24 年度までの間、三園浄水場（以下「三園」という。）浄水施設係に課長補佐として配属された土木技術職の職員 C は、平成 23 年度末、三園浄水場内排水処理作業委託の受託事業者の詰所において、受託事業者の営業担当者に対し、排水処理作業委託契約に係る見積り合わせの見積書の提出締切日前までに、非公表の設計金額に関する情報を漏えいした。

なお、便宜供与の事実については認められなかった。

イ 事故に至った背景

- 職員 C は、これまで浄水場での勤務経験はなく、排水処理業務についても三園が初めての経験だった。業務経験を積む中で、「排水処理作業委託は、脱水機等の製造設置会社の系列会社でなければ、うまく運用することができない。」という同僚の設備系職員の言葉に影響を受け、排水処理作業委託をうまく回していくためには、これまでの受託事業者が継続して受注することが最善と思うようになっていった。
- また、職員 C は、数十年前に在籍していた水道局以外の所属での経験から、本当に受注させる必要がある事業者には、予定価格を教えてあげることくらいは必要であり、それは係長の業務の一環であると考えようになっていった。
- さらに、職員 C は、事故発覚後、「研修等で教えられること

はもっともだが、現場の事情が優先されるべきだと考えていた。」と供述した。

ウ 事故に相当する事実

- 平成 24 年 1 月頃又は 2 月頃、職員 C は、受託事業者の営業担当者から、次年度の委託の仕様について相談したい、という主旨の依頼を電話で受けたが、この時期に営業担当者からそのような話があるのは価格のことを聞きたいのだろうと想像した。
- 職員 C は、この営業担当者とは、それまで軽易な会話をした程度だったものの、排水処理の委託業務をうまく回すためには、現在受注している事業者にとってもらいたいという気持ちを持っていたこともあり、面会することとした。
- 数日後、営業担当から、詰所にいるので来てほしい、と連絡があったため、職員 C は、自ら特記仕様書と設計単価表を持参し、1 人で受託事業者の詰所に向かった。
- 詰所の打合せスペースには、当初、現場責任者も同席していたが、簡単な挨拶をした後、退席し、営業担当者と 2 人になった。その後、職員 C は、営業担当者が試算した見積金額を見せられたので、「来年度もそちらにとってもらわなければ困る。」という主旨のことを伝え、自ら持参した単価表を営業担当に教示し営業担当者に書き写させた。
- 職員 C は、すぐに「大変なことをしてしまった。」と後悔したものの、上司や周りの職員にそのことを報告しなかった。
- 平成 24 年度末、翌年度の排水処理作業委託契約の準備をしていた三園では、歩掛りの見直しにより予定価格が増額することになり、契約担当部署が三園を所管する朝霞浄水管理事務所から経理部契約課に移ることとなった。
- 平成 25 年 1 月頃、水道局は入札情報システムにおいて発注予定表を公表したところ、契約担当部署が変更したことに疑問を感じた営業担当者は、「契約部署が変更となったが、何かあったのですか。」という主旨の問合せを行った。
- 前年度、情報漏えいをしたことを後悔していた職員 C は、「そういうことはお答えできません。」と断り、それ以降、営業担当者からは問合せを受けることはなくなった。
- なお、金品等の授受、便宜供与等は認められなかった。
- 職員 C に係る情報漏えい事故に相当する事実は表 15 のとおり

【表 15 職員 C による事故事実】

| 年度 | 時期 | 内容 |
|-------------|----------------|---|
| H23(H24 契約) | H24. 1～2 月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ きっかけ…事業者からの依頼 ・ 場所……事業者の詰所の打合せスペース ・ 相手……営業担当者 ・ 内容……契約項目・予定数量・単価・金額、合計金額 ・ 提供方法…紙を提示 |

(6) 経理部契約課職員による情報流出

ア 事案の概要

- 平成 29 年度の排水処理作業委託契約に係る見積り合わせにおいて、三園の受託事業者となった営業担当者に対し、契約課の職員が見積り合わせ後の契約書等の書類を交付する際に、誤って非公表の予定推定総金額が記載された書類を交付した。
 なお、契約課の複数の職員が事務処理に関わっていたため、原因者は特定できなかった。

イ 事故に至った背景

- 水道局では、当時、財務局が開発・運用している電子調達システムにより契約事務を行っており、その執行に当たっては、前記Ⅲ 2 (5) のとおり、事業執行部からの契約締結依頼を受領した後、電子調達システムに所要事項を入力の上、案件公表以降の契約事務を実施することとなっていた。
- 電子調達システムに一度登録を行うと、修正を行うにはシステム運用を所管する財務局に作業依頼を行わなければならないが、平成 28 年度には、同局から水道局の案件は修正依頼が多いとの注意を受けたことから依頼内容と入力内容に誤りがないかどうかをチェックするために、入力画面を印刷することとなった。
- システム上に登録した後は、入力画面を印刷した用紙は不要となり、シュレッダー処理ののち廃棄することとなっていたが、係内の取扱いでは廃棄時期は特段の定めがなく、本件については契約書手交の時期まで保管されていた。
- また、この事務処理方法は、水道局の経理部契約課の独自の事務処理方法であったが、水道局の「契約事務処理の手引き」に記載されていなかった。

ウ 事故の経緯

- 平成 29 年 2 月上旬、起工担当部署より三園の排水処理作業委託契約の契約依頼を受領した契約課の職員は、電子調達システムに登録する際、係内での取扱いのとおり、画面内容をプリントアウトした A 4 のペーパーで登録内容を確認した上で、システム登録を行った。
- 経理部契約課では、システム登録から契約書の受け渡しの準備まで、原則として職員に担当案件を割り振り、責任をもって行うようにしていたが、契約書の受け渡し作業については、窓口対応ということもあり、事業者を待たせないため、同じ担当内の手が空いている職員が対応していた。
- 年度末は契約課の中でも繁忙期に入るが、この年は、活性炭談合の調査への対応などから繁忙を極めていたため、原則、職員に担当する案件を割り振ってはいたものの、事務処理が追いつかないため、一つの案件を複数の職員で処理していた。
また、契約締結のために受け渡しする書類等についても 2 人でチェックするようにしていたところ、当時の関係者はその記憶もないくらい業務に忙殺されていた。
- このような状況であったにもかかわらず、当時の上司は契約課の繁忙の実態や非公表の予定推定総金額が記載された用紙が打ち出されていた実態を把握せず、また、予定推定総金額が記載された書類の廃棄処分等の取扱いについても注意喚起を行っていなかった。
- 契約課では、同年 3 月 13 日に三園浄水場排水処理作業委託の開札が行われ、システムを通じ契約予定事業者に通知し、連絡を受けて来庁した営業担当者に対し、契約課の職員が、契約課のカウンターで、契約課内の書庫に保管してあった白紙の契約書と仕様書二通、その他記載方法が記載された用紙一枚を営業担当者に交付した。なお、契約書の受け渡し作業については、窓口対応ということもあり、同じ担当内の手が空いている職員が対応していたため、担当した職員は特定できなかった。
- 自社に戻った営業担当者は、契約課から受け取った書類を確認したところ、当該年度の非公表の予定推定総金額が記載されていた見慣れない用紙が紛れ込んでいることに気が付き、翌年度の入札金額の参考とした。なお、そのことを水道局には報告しなかった。
- シュレッダー処理について記録をとっていなかった経理部契

約課は、画面内容をプリントアウトしたA4のペーパーが紛失した事実を、公正取引委員会の調査があるまで把握できていなかった。

(7) 都として認定した職員等

○ 都として認定した職員等については、表16のとおり

【表16 都として情報漏えい等を認定した職員等】

| 所属名等 | 当時の役職等 | | ～H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 職員の現在の状況 |
|---------------|-----------------|------|------------|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|
| | | | ～H22 契約 | H23 契約 | H24 契約 | H25 契約 | H26 契約 | H27 契約 | H28 契約 | H29 契約 | |
| 金町浄水 管理事務所 | 排水処理係長 (土木) | 職員A | | ○ ◎ | ○ ◎ | ○ ◎ | ● ◎ | | | | 50代・男性 課長代理 |
| | 排水処理係 主任(機械) | 元職員D | | | | | ○ ◎ (同席) | | | | 60代・男性 都を退職(現在: 東京水道サービス㈱) |
| | 排水処理係長 (土木) | 元職員E | | | | | | ● ◎ | | | — |
| 三郷浄水場 | | | ○ ◎ | | | | | | | | |
| 朝霞浄水 管理事務所 | 排水処理係 主任(機械) | 職員B | | | ○ ◎ | ○ ◎ | | ● ◎ | | | 60代・男性 再任用主任 |
| 三園浄水場 | 浄水施設係長 (土木) | 職員C | | | ○ ◎ | | | | | | 50代・男性 統括課長代理 |
| 契約課 | 不明 | | | | | | | | | ○ ◎ | — |

凡例：● 改善措置要求の対象 ○ 要請の対象

◎ 都として情報漏えい並びに情報流出を認定した対象者及び対象年度

○ 三郷浄水場の元職員Eについては、関係者の証言から情報漏えいしていた年度を平成22年度(平成23年度契約分)と認定した。なお、公正取引委員会は、平成22年度以前のいずれかの契約に係る見積り合わせと認定していたが、公正取引委員会に確認したところ、三郷浄水場の情報漏えいの年度は、元職員Eの在籍期間中の認定であるとのことであった。

- 朝霞浄水管理事務所の職員 B については、平成 23 年度及び平成 24 年度についても、総額が今年度より下がる・上がるということを示していたことから情報漏えいの事実を認定した。

(8) 職員を特定することはできなかったものの情報が流出した事案

- 金町では、職員 A が在籍していた前年度である平成 21 年度にも事業者側に設計金額の情報が漏えいしている事実が、事業者から公正取引委員会に提供があった資料等から判明した。
- しかし、受託事業者及び関係職員からヒアリングを行ったが、10 年以上前のことであることから曖昧な供述に終始し、情報の流出経路及び漏えいした職員を特定することはできなかった。

2 調査の過程で判明した不適正事案

(1) 単価項目の算出根拠が変更になることを示唆した事案

ア 事案の概要

- 浄水管理事務所技術課の排水処理担当課長代理として配属された職員Wは、平成28年12月頃、当該浄水場の受託事業者の営業担当者だけに、排水処理作業委託を監督する立場であるにもかかわらず、排水処理作業委託の単価項目の一つである深夜作業の単価の算出根拠が変更となる旨を伝えた。

イ 経緯

- 平成28年度当時、職員Wは、部下からの相談を受け、浄水場ごとに異なっていた、排水処理作業委託契約における深夜作業の単価の算出根拠について、統一するよう浄水部に相談した。
- 相談の結果、次年度契約分から算出根拠の見直しを行うこととなったが、局の都合による見直しであるため、排水処理作業委託の受託事業者に算出根拠が変更となることを伝える必要があると考えた職員Wは、上司に相談することなく、当時の受託事業者のみにその情報を伝えた。
- なお、この変更により、入札には影響を与えるものではなかった。

(2) 受託事業者による公文書開示請求に対する全部開示処理

ア 事案の概要

- 平成30年度の浄水場の排水処理作業委託契約に関する受託事業者からの公文書開示請求に対し、一部開示とすべき設計金額を含む契約に係る情報を、誤認識により全部開示した。

イ 経緯

- 平成30年2月下旬、当該浄水場の排水処理作業委託の受託事業者から平成30年度契約に関する公文書の開示請求があった。
- 当該浄水管理事務所技術課の当時の排水処理担当課長代理であった職員Xは、浄水部に対して、開札後に開示請求が来れば対応する旨を伝えた上で対象となる公文書一覧を送付したが、開示・非開示の判断を明確にしていなかった。なお、浄水部からは特段の回答を得ていなかった。
- その後、職員Xは、請求者である受託事業者に対し差戻しをしてもらうよう依頼するとともに、いつ開示請求が届いても対

応できるよう対象文書の準備を進めた。開示・非開示の判断は、再度開示請求が出された際に判断すればよいと認識していた。

- 平成 30 年 4 月 3 日、受託事業者から、改めて、公文書の開示請求があった。
- 後任の排水処理担当課長代理は、前所属での交替勤務のため一週間ほど着任が遅れたが、排水処理担当の担当職員は、技術課の庶務担当に、前年度中に準備してあった書類一式を送付した。
- その後、技術課の庶務担当から協議を受けた庶務課長は、課の担当者に数点の確認を行った上で、了承した。
- また、技術課長は、過去に他の委託案件で全部開示した経験があり、また、庶務課長の協議も済んでいたことから、全部開示の決定を行った。
- なお、水道局では、公正取引委員会の立入検査を受け、当該浄水場の平成 31 年度の排水処理作業は委託発注せず、水道局職員が直営で対応することとなったため、契約への影響はなかった。

(3) 職員 Y 及び職員 Z の事故の把握の遅れ

ア 事案の概要

- 公正取引委員会による立入検査直後、職員 Y が所属長によるヒアリングを受けた際、情報漏えいをしたことを示唆していたにもかかわらず、また、職員 Z が深夜作業の算出根拠の変更を受託事業者に教示したことを所属長に示唆していたにもかかわらず、水道局長及び調査特別チームには、その直後に伝達されず、1 か月以上経過した後になって、その情報が伝達されたため、水道局長及び調査特別チームの情報把握に遅れを生じさせた。

イ 経緯

- 水道局では、平成 30 年 10 月 30 日の公正取引委員会による立入検査を受け、翌 31 日、所管部から関係部所に対し、職員のヒアリングを実施するよう指示を行った。
- 調査においては、10 項目のヒアリング項目を設定した上で、早急に不適正事案の有無を把握するため、回答については、不適正事案等の「有・無」のみを確認することとした。
- 職員 Y 及び職員 Z が在籍していた所属では、指示を受け、す

ぐに対象者に対してヒアリングを実施した。

- 所属長は、職員Yとのヒアリング時に、「次の年度の時、挙がるとか下がるという話をしたかもしれない。」「価格はしゃべったことはない。」という主旨の発言を聞き取った。
- また、職員Zとのヒアリングでは、「深夜料金が来年は下がると伝えたと思う。」という主旨の発言を聞き取ったが、局側の単価設定のミスによるものであるとの発言もあったことから、所属長は、「そのくらいなら問題はないのではないか。」と判断した。
- その結果、所属長は、不適正事案は「無」として、調査への回答を行った。職員Y及び職員Zの発言内容についてはヒアリングシートにメモ書きし、部下がパソコンでシートを作成した。
- ヒアリング終了後、所管部からのヒアリングシートの提出依頼を受け、当該所属は、ヒアリングシートをメールで所管部へ送付した。
- 所管部はヒアリングシートを受領したが、既に不適正事案「無」との報告も受けていたことから、改めて確認を行わず、職員Y及び職員Zの発言を見逃してしまった。
- 同年12月4日、水道局長からの指示により、改めてヒアリングシートを確認したところ、職員Y及び職員Zが上記の内容の発言をしていたことが判明した。

VI 再発防止

1 再発防止の方向性

(1) 浄水場職員による情報漏えい

- 浄水場職員による情報漏えいについては、故意によるものであることから、事故に至った背景・原因を分析した上で、表 17 にある不正行為の 3 つの要素により検証を行い、課題及びそれに対する防止策を検討する。

(2) 経理部契約課職員による情報流出

- 一方、経理部契約課職員による情報流出については、過失によるものであることから、事故に至った背景・原因を分析した上で、課題及びそれに対する防止策を検討する。

2 浄水場職員による情報漏えいに係る再発防止

(1) 再発防止の考え方

- 平成 26 年度の汚職等防止策は、汚職等防止委員会（当時）の取組方針に基づき、5 つの視点（①組織及び制度的側面、②管理運営的側面、③個人的側面、④情報管理の側面、⑤行政手続・事務処理の透明性及び迅速性の側面）で再点検・検討を行った。
- 検討の結果、原因は「情報管理的側面に起因するもの」、「職場管理的側面に起因するもの」、「職員の属人的側面に起因するもの」の 3 つに特定し、再発防止策を実施した。
- 「情報管理的側面に起因するもの」及び「職場管理的側面に起因するもの」については、情報管理の徹底、執務室立入規制の強化、ペア制の徹底など、制度（ルール）及び仕組み（システム）に着目した具体的な対応を講じる一方で、「職員の属人的側面に起因するもの」については、主に、職員の意識改革、管理監督者による職場管理に委ねてきたことから、必ずしも再発防止の徹底が図られなかった。
- そのため、中間報告書で記載したとおり、最終報告に当たっては、「職員の属人的側面に起因するもの」について、「不正行為の 3 つの要素」（表 17 のとおり）である「機会」「動機」「正当化」の視点から分析することで、実態に即した課題を明らかにすることとした。

【表 17 不正行為の3つの要素】

| | | |
|-------|------------------|--------------------------|
| 1 機会 | 不正をいつでもできる職場環境 | |
| 2 動機 | 不正をしようと考えた理由 | ※「不正のトライアングル理論」 |
| 3 正当化 | 良心の呵責を乗り越えてしまうこと | (米国の犯罪学者 D. R. クレッシーによる) |

(2) 事故に至った背景・原因と課題

- 中間報告書を公表した時点では、職員1名による情報漏えい事故であったが、その後、以下の点が明らかになった。
 - ・複数の浄水場で、複数の監督職を含む職員が情報漏えいを行っていたこと
 - ・これまでの汚職防止の対策が採られた以降も情報漏えいが起きていたこと
 - ・複数の職員がさぐり行為を受けていたこと
- 以上の点を踏まえ、事故の背景・原因とそこから導き出される課題を次のとおり明らかにした（表 18 のとおり）。

【表 18 事故の背景・原因とそこから導き出される課題】

| 背景・原因 | 課題 |
|--|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約の範囲外と考えられる部品交換や修繕を受託事業者は対応してくれたため、ある程度の情報提供は問題ないと考えていた。 ・業者が談合を行っていない場合、設計金額（予定価格）を教えることが、当該業者に有利な情報になるとは限らないが、有利になると誤解していた職員が複数名いた。（※委託契約は最低制限価格なし） | 契約制度の理解不足 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者を日々監督する立場の職員が、設計・積算業務を行っていたため、設計金額を把握することができていた。 | 厳格管理情報の取扱いの不徹底 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・職員Yと職員Zが所属長に対し、情報漏えい等について示唆したにもかかわらず、本庁が把握するまでに時間を要した。 ・複数の浄水場で複数の職員が情報漏えいしていたにもかかわらず、事故者の上司は誰一人としてその実態を把握していなかった。 | 危機管理の問題意識 |

| | |
|--|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 前任者からの引継ぎを確認することはできなかったが、複数の係長が情報漏えいを行っていた。 ・ 過去の経験から落札させたい業者に落札させるようにすることが、係長の役割と認識していた。 | 監督者層の役割の認識不足 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故者の上司は誰一人としてその実態を把握していなかった。 | 管理職の問題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道局の大部分の職員は、収賄と同様に情報漏えいについても問題があることは理解していたが、一部の職員の中には、心のどこかで、収賄よりも重大性が低いものと認識していた。 ・ 事業者提供してはいけない情報は、設計金額そのものだけでなく、それを示唆する情報も含まれるという認識が不足している職員がいた。 | 職員の汚職防止に対する意識の問題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は職員から設計金額に関する情報を聞き出すのは仕事の一環だという認識を持っていた。 ・ 事業者は価格そのものを聞き出すことは問題があると認識していたが、現行契約より上か下かを聞く程度は営業活動の一環だという認識を持っていた。 | 受託事業者のコンプライアンス意識の問題 |

(3) 「機会」「動機」「正当化」の分析と検証

- 機会（不正をいつでもできる職場環境）についての分析
 - ・ 事業者を監督する立場の職員が設計金額を把握できていた。
 - ・ データにアクセスできる職員であれば設計完了後いつでも設計金額を把握することができた。
 - ・ 大人数の組織で所属長の目が行き届いていなかった。
 - ・ 排水処理に携わる職員は、仕事上、他の係の職員との関係性が低く、受託事業者との関係が強かった。
- 動機（不正をしようと考えた理由）についての分析
 - ・ 現場責任者に恩義を感じ、心酔していた。
 - ・ 受託事業者に無理を言って仕事をやらせていたと認識していた。
 - ・ 既存業者が受注した方が、業務が上手く回る、既存業者が受注する必要があると考えていた。
 - ・ 「本当に受注させる必要がある業者には予定価格を伝えること

は必要」と考えていた。

- 正当化（良心の呵責を乗り越えてしまうこと）についての分析
 - ・業者が変わると翌年度の排水処理業務が滞ると不安を感じた。
 - ・新規の業者への引継ぎ期間が少ないと考えていた。
 - ・排水処理を止めることはできないと考えていた。
 - ・これまでの汚職防止策は他人事と考えていた。
 - ・落札させたい業者に仕事を回すことが係長の役割だと考えていた。
 - ・受託事業者には速やかに仕様書の変更などの情報を提供しなければならないと考えていた。
 - ・公文書の開示に当たっては、本庁へ相談したことで、上司への相談はしなくても問題が無いと判断してしまった。

- 明らかになった点
 - ・「機会」「動機」「正当化」の視点から分析した結果、事故に至った背景・原因から導き出された課題で網羅されていた。
 - ・これらの課題の根底には、報告・連絡・相談の機能不全、組織内コミュニケーションの著しい不足があった。

3 経理部契約課職員による情報流出に係る背景と原因分析

- 契約課職員による情報流出については、過失によるものであったことから、どのような状況下で事故が発生したのかについて原因分析を行った。
 - ① 当時の契約課職員の置かれた立場
年度末の繁忙時期に加え、活性炭談合への対応から通常の年度よりも繁忙を極めていた。
 - ② 厳格管理情報の取扱い
予定推定総金額が記載された厳格管理情報であるにもかかわらず、管理体制や廃棄手続が正規の手引き等に定められておらず、担当者任せであった。
 - ③ 管理職の役割
当時の上司は契約課の繁忙の実態や非公表の予定推定総金額が記載された用紙が打ち出されていた実態を把握せず、また、予定推定総金額が記載された書類の廃棄処分等の取扱い

についても注意喚起を行っていなかった。

4 水道局における再発防止策

(1) これまでの再発防止策

- 平成 24 年 11 月、水道局職員による収賄事件を受けて汚職防止策を策定し、取組を進めた。

(主な取組)

- ・ 汚職防止研修の充実 (3 年ごと→毎年悉皆)
- ・ 複数名による業者対応
- ・ 全職場でのショートミーティングの実施
- ・ 部外者立入禁止の掲示

- 平成 26 年 12 月、水道局職員による情報漏えい事件を受けて、従前の取組に加え、更なる再発防止策を策定し、取組を強化した。

(主な取組)

- ・ 最低制限価格の非表示化 (工事案件)
- ・ 局工事契約監視委員会の設置
- ・ 執務室入室基準の策定
- ・ 部外者立入禁止区域の明確化 (ロープ柵等)
- ・ 汚職等非行防止強化月間の充実 (年 1 回→2 回)
- ・ 意識啓発に向けた全職員一斉メール (月 1 回)

(2) 中間報告書で示した再発防止策

- 水道局は、職員 A の情報漏えい発覚を受け、事故から直接導かれる事項はもとより、局の構造的な要因等に関しても分析、考察を行った上で、11 の新たな再発防止策を策定し、「調査特別チーム中間報告書」(平成 30 年 11 月)で公表した。

そこで示した再発防止策については、従前の汚職等防止策に加えて、公正取引委員会による調査結果を待たず、先行して取り組むこととし、現在、2 項目を残し、全て実施済みである (表 19 のとおり)。

【表 19 水道局の再発防止策の取組状況】

| 中間報告書における再発防止策 | | 現時点での取組状況 |
|------------------------|---|------------|
| 事故から直接導かれる事項の改善策 | 取組1 排水処理担当を廃止し、担当組織を大きくり化することで、適切な施行管理を徹底 | 実施済み |
| | 取組2 入札参加条件と発注仕様の見直し | 実施済み |
| | 取組3 契約方法の見直し（総合評価方式による複数年契約の導入） | 令和2年度契約で導入 |
| | 取組4 積算業務は本庁で一括することで現場業務から分離 | 実施済み |
| | 取組5 不正行為に対するペナルティ強化 | 実施済み |
| | 取組6 契約締結手続の監視体制強化 | 実施済み |
| | 取組7 職員の自発的な非違行為の申出を促す仕組みづくり | 実施済み |
| 局事業の構造的な面から推測される事項の改善策 | 取組8 委託の設計・積算をシステム化し局内の情報管理を徹底 | 今年度中に実施 |
| | 取組9 委託契約情報の事後公表の拡大 | 実施済み |
| | 取組10 職場内で不正を発見・防止する体制の構築 | 実施済み |
| | 取組11 第三者コンプライアンス委員会の設置 | 実施済み |

（3）中間報告書以降の新たな再発防止策の策定

- 前記 IV 経緯のとおり、都は、中間報告書公表以降も、引き続き調査特別チームによる調査を続行するとともに、公正取引委員会による改善措置要求等を受け、同委員会の調査内容を把握した上で事実解明を行った。
- その結果、複数の浄水場において、複数年にわたり、監督職員を含む5人の職員が契約情報を漏えい、漏えい現場に同席していた重大事実が判明した。
- 事故発生局として、平成24年の収賄事件及び平成26年の情報漏えい事件を受けた組織を挙げた再発防止に向けた多くの取組にもかかわらず、今回事故を発生させたことを重く受け止め、職場の風通しを良くし、職員一人一人が物を言える職場環境をつくることで、コンプライアンス意識を現場レベルで一人一人に確実に

- 浸透させるため、まず、「現場の視点に立ち、職員一人一人が当事者意識を持って取り組める再発防止策」を策定することとした。
- また、受託事業者を監督する立場の職員が設計・積算を行うことにより設計金額を把握することができていたこと、事業者によるさぐり行為が繰り返され、「さぐり行為」を受けた場合も組織的な把握、対応がなされていなかったことを踏まえ、「不正を起すことができない仕組み、不正の芽を摘む仕組み」を構築することとした。
 - さらに、過去3回の不祥事が、それぞれ異なる動機、背景、状況で生じたことから、この先、不祥事はどのような状況でも起こる危険性があると捉え、あらゆるリスクに対処する必要がある。そのため、これまで、局コンプライアンス推進委員会において実施していた再発防止策の取組の進捗状況の把握に加え、実施効果を検証し、更なる改善へとつなげていけるよう、「あらゆるリスクの洗い出し」と「外部の視点からの検証とモニタリング」の構築・運用を図っていく。
 - 以上のような考え方に基づき、新たな再発防止策を策定し、取り組むとともに、全職員に対するコンプライアンス意識の定着や組織風土などの構造的課題にまで踏み込んだ抜本的な改革を推進することにより、絶対に事故を繰り返さない強固な組織体質と業務執行体制を確立する。

(4) 有識者委員会からの助言

- 水道局は、中間報告書の取組として、平成31年4月、「東京水道グループコンプライアンス有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置した。
- 有識者委員会は、有識者4人から構成され、従前より局コンプライアンス推進委員会では実施している再発防止策の進捗状況の確認や新たな改善策の検討に「外部の視点」を取り入れるとともに、水道局の構造的な課題を踏まえた局全体のコンプライアンス強化策の検証を行うことを目的として設置した。
- 令和元年5月から11月までの間、計5回開催され、中間報告書で掲げた再発防止策、公正取引委員会からの改善措置要求等、新たな再発防止策の考え方と実効性の確保等について、豊富な知見を有する委員間で活発な議論がなされ、幅広い見地から助言、意見があった。

【有識者委員会における主な委員意見】

- ・組織の外に向けて、都民に対してもトップが「コンプライアンスを重視している」などのメッセージを発信していくことが重要
- ・1か所で問題が発生したら他部署でも注意し、リスクを低減させるために組織全体に徹底することが重要であり、組織横断的に共通する事項と各部署で固有のものは区分していくことが必要
- ・局内のコミュニケーションを活性化させる中で、現場から本庁又は上司に報告する機会をどう設けるか検討するべき
- ・不祥事をやろうと思ってもできないような仕組みづくりを行うことが必要
- ・情報漏えい事故に関しても、きっかけになるようなことがあった時点で報告して、上司から業者に注意する、ペナルティをかける等のルートを徹底することが必要
- ・マネジメントシステムは、PDCAサイクルで回すのが原則であり、正しく行われているかをチェックする段階、必要に応じて改善要求する段階の検討が必要

- 水道局は、有識者委員会における意見も踏まえ、事故発生時の局の課題及び再発防止の方向性を4つに整理した上で、それぞれの方向性を実現する新たな再発防止策を策定した（表20のとおり）。

【表20 事故発生時の水道局の課題と再発防止の方向性】

| 事故発生時の課題 | 再発防止の方向性 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス重視の意識が職員に浸透していない ○独占禁止法、入札談合等関与行為防止法をはじめとした契約関係・制度についての知識の欠如 ○コミュニケーション不全と管理職の役割が不十分 ○コンプライアンス推進体制の強化 | <p>【方向性1】</p> <p>職員のコンプライアンス意識や組織風土の抜本的改革</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○不正を行うことが可能な状況にあり、厳格管理情報の取扱いが不適切 | <p>【方向性2】</p> <p>不正を起さない仕組み・職場環境の創出</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理意識の不足（談合やさぐり行為に対する組織的対応の不徹底） ○過去の不祥事発生時の分析が不十分 | <p>【方向性3】</p> <p>監視機能・危機管理体制の強化</p> |

| | |
|--|---------------------------------|
| <p>○不祥事はどのような状況でも起こる危険性があると捉え、あらゆるリスクを洗い出す</p> <p>○継続的なモニタリング、PDCAサイクルの仕組みが未構築</p> | <p>【方向性4】 局事業運営体制の抜本的改革</p> |
|--|---------------------------------|

(5) 新たな再発防止策

① 方向性1（職員のコンプライアンス意識や組織風土の抜本的改革）を実現する改善策

ア コンプライアンス宣言

- コンプライアンス重視の組織風土の創出のためには、職員一人一人の意識改革が必要であり、「東京都コンプライアンス基本方針」を十分理解し、将来の不正行為抑止を宣言することが有効である。
- 具体的なプロセスとしては、水道局長が「コンプライアンス経営宣言」を行い、率先してコンプライアンスに取り組むことを宣言する。
- 各職場の管理職は、自己申告面接時、部下職員と率直な意見交換を行い、コンプライアンス意識を共有し、風通しの良い職場づくりに努める。その際、改めて「東京都コンプライアンス基本方針」に定める都職員として守るべき行動指針を周知徹底するとともに、公益通報制度及び法令違反行為があった場合の報告義務等も説明する。
- その上で、職員が、今後、自ら局のコンプライアンス推進に向け主体的に行動していくことを書面で確認（※）することにより、職員の意識改革を図る。
- 本取組は中間報告書で掲げた「汚職根絶に関する宣言書」に代わる取組であり、局長及び職員が、将来にわたって、主体的にコンプライアンス推進に取り組むことを宣言するものであるが、「東京都コンプライアンス基本方針」における行動指針の内容等を確認することで、コンプライアンスの意味内容をより明確化し、コンプライアンス意識の浸透を図ることを目的としている。

※「コンプライアンス宣言書」（仮称）への署名
<実施時期（スケジュール）>

水道局長の宣言は、令和元年 12 月実施
職員の署名は、令和 2 年度から実施

イ 独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の周知徹底

- 今後、水道局において、一切の入札談合等関与行為を排除するためには、当該法令の目的、規制内容等を周知徹底することが不可欠であるが、これまで、局汚職防止研修等で独占禁止法、入札談合等関与行為防止法に特化した研修は行われていなかった。
- また、独占禁止法、入札談合等関与行為防止法の周知徹底を行う前提として、契約実務等に従事する職員だけでなく、事務系職員、技術系職員を含む局職員全員が契約制度を正確に理解することが重要である。
- そこで、事務系・技術系職員を問わず、局の全職員に対して、独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等関係法令の基礎知識に関する研修を実施する。
- 具体的には、まず、全管理職を対象に局のコンプライアンス専管組織の課長が講師となって講師養成研修を実施し、全管理職が、過去の入札談合等関与行為の事例を個人で検討するだけでなく他の受講者とも共有することで、独占禁止法、入札談合等関与行為防止法の理解を深めることとしている。
- 講師養成研修後は、各管理職が講師となり、局内全職場において職場研修を実施し、更に、eラーニングを活用し、理解力テストを実施する。

<実施時期（スケジュール）>

講師養成研修は、令和元年 8 月・9 月に実施済み
職場研修は、現在実施中（令和元年 11 月中に完了予定）
eラーニングは、令和 2 年 3 月までに完了予定

ウ 公益通報制度の周知徹底

- 今回の事故において、直属上司の情報漏えいの現場に同席したにもかかわらず、課長等に一切報告することなく発覚を遅らせた職員がいた。
- そこで、職員が身近に情報漏えい等非違行為を確認した場合、速やかな報告を促すため、各管理職による職員への声かけ等、相談できる職場づくりに努めるとともに、改めて、都

の公益通報制度について、管理職研修をはじめとした研修実施時やコンプライアンス宣言書の署名時、リーフレット配布等、様々な機会を捉えて周知徹底する。

< 実施時期（スケジュール） >

実施中

エ 局内コミュニケーションの活性化

- 今回の事故においては、上司や同僚への「報告・連絡・相談」が行われず、職員間のコミュニケーションに課題があることが明らかとなった。
- そこで、職員間、職場内のコミュニケーションを活性化し、職場のリスクに応じた再発防止策を自ら講じる組織を作るための仕組みとして、下記の2つの取組を行う。

i 職場相互点検

年に1回、「職場相互点検週間」を設定し、局共通のコンプライアンス全般（情報管理や事業者対応等）に関するチェックリストに加え、各々の担当で洗い出したリスク等を基に作成した職場の実態に即したチェックリストに基づき、異なる担当の課長代理を中心とした職員間で相互に点検を行う。その後、点検の過程で発見された各職場の好事例を、他部・所に情報提供、水平展開する。

今年度は、11月に設計・起工・契約を所管している56課で相互点検を先行実施し、好事例の水平展開は、全職場を対象として、12月以降に順次実施する。なお、令和2年度以降の相互点検は対象部署を拡大して実施する。

【令和元年度の職場相互点検の概要】

- ・対象部署：設計・起工・契約を所管する56課
- ・点検対象：①から③までを全て満たす契約（①予定価格100万円超の契約、②毎年度、ほぼ同一内容である契約、③直近5年間の契約相手方が同一業者）
- ・点検方法：異なる担当の職員（課長代理を含めて選定）が、被点検者が作成したチェックリストに沿って、被点検者の点検を実施

(イメージ)

| <u>点検者</u> | | | <u>被点検者</u> | |
|------------|------------|---|-------------|-----|
| A 担当 | 課長代理・主任・主事 | } | B 担当 | 全職員 |
| B 担当 | 課長代理・主事 | | C 担当 | 全職員 |
| C 担当 | 課長代理・主任 | | A 担当 | 全職員 |

・チェックリストの例：

| 区分 | 点検項目 |
|------|--|
| 情報管理 | 個人情報など重要な情報を含む文書や外部記録媒体等は、退庁時に所定の施錠できる保管庫等に収納している。 |

<実施時期（スケジュール）>

令和元年度から実施

ii 各部・所におけるリスクの洗い出しと防止策策定のための職場討議を通じた風通しの良い職場づくり

平成 31 年 2 月から、全ての職場において、原則として全ての職員が参加し、各課の担当ごとに職場討議を行い、厳格管理情報の取扱い等コンプライアンスに係るリスクを洗い出し、洗い出されたリスクへの対応策を検討・実施している。

リスクの洗い出しに当たっては、今回の事故にかかわらず、各職場で想定されるあらゆるリスクについて、若手からベテランに至るまで、職員一人一人が考えを述べ、現場の生の声を生かす。この職場討議を通じて、コミュニケーションを活性化することにより、風通しの良い職場づくりを図る。

平成 30 年度に、各職場で洗い出したリスクとその防止策は、令和元年度の各部・所のコンプライアンス推進計画に反映するとともに、本庁幹部と事業所との意見交換（後述）のテーマとして活用しており、本庁・現場の情報共有の強化（後述）と併せて、今後とも継続して実施していく。

【職場討議の手順】

- ① 情報漏えい等のリスクを有する業務のリストアップ
- ② リストアップされた業務において想定されるリスクの洗い出し
- ③ リスクに対する対応策の策定、策定した内容は各部・所で、コンプライアンス推進計画の一部として取りまとめる。

<実施時期（スケジュール）>
実施済み

各部・所における取組事例

各職場では、「これまで日々行ってきた小さな取組を継続していくことが非常に重要であり、継続することで職員の意識が高まり、事故を防ぐことにつながると再認識した。」という声が多い。

以下は、職場討議で顕在化したリスクに対する対策をはじめ、各職場が進めている取組の一例である。

- ・ 設計、起工チェックリストを作成し、複数でチェック
- ・ 業務上の「違和感」の具体事例をデータベース化し、所コンプライアンス推進委員会で毎回報告
- ・ 年度当初、新規経理事務担当者に対し、契約事務に関する説明会を開催
- ・ 事故時等非常時の対応マニュアル等を現場出勤時に常に携行
- ・ 職場での月間コンプライアンススローガンの募集と掲出
- ・ 所内コンプライアンス通信の発行
- ・ 業者からの質問を受けた場合を想定した職場討議を行い、対応を再確認
- ・ 輪番制で担当者を決め、定期的な声掛けと見回りを実施
- ・ 離席する際は、必ずパソコンをロック
- ・ パソコンにのぞき見防止シートを貼付け
- ・ 少額の物品購入について、チェックリストを作成し購入の必要性審査を強化
- ・ 厳格管理情報の定義とリスクについて、担当者と課長代理で定期的に確認を実施

- ・ 現場出張前のチェック、現場での確認ポイント、帰庁後の確認の3つの観点で注意喚起を促すポスターを作成し掲示
- ・ 局のコンプライアンスに係る問題点を受注者から吸い上げるアンケートを実施
- ・ キャビネットに番号を付して、収納ケースに保管した同番号の鍵で開錠
- ・ 施錠機能のないキャビネットに、職員が外付けで鍵を取付け
- ・ 常駐業者と事故防止の確認書を手交

○ さらに、本庁と現場とのコミュニケーションを活性化させるため、下記の3つの取組を行う。

i 本庁幹部と事業所との意見交換

本庁幹部が令和元年5月から事業所を訪問し、2級廃事業所の管理職及び現場実務の中核となる課長代理と本庁幹部とが、職場討議で抽出されたリスク及び当該リスクへの対策等について、意見交換を行う。また、コンプライアンス上のリスク管理の視点から現場や執務室の視察を併せて行う。

<実施時期（スケジュール）>

実施中

ii 本庁・現場の情報共有の強化

事業所長会、各部と各事業所関係部署の連絡会等の会議体において、各部・所における職場討議で洗い出したリスクとその防止策、職場相互点検の好事例等コンプライアンス専管組織が提供する素材などを基に、コンプライアンスに係る情報交換や情報共有を図るとともに、好事例の水平展開を促進する。各部と各事業所関係部署の連絡会等の会議体は、本庁と現場のコミュニケーションのつなぎ役としての役割が期待される課長級職員を中心に運営する。

<実施時期（スケジュール）>

令和元年度中に実施

iii 現場のミドルマネジメント層の強化

本庁と現場のコミュニケーションのつなぎ役の中心となるのは、現場の課長級職員を中心としたミドルマネジメント層である。現場を統括する立場であるミドルマネジメント層には現場の事情や意見を吸い上げるとともに、本庁の方針を理解し、現場が理解できるように伝達するなどコミュニケーションとしての役割が期待される。

そのため、今後は外部講師を招へいし、ミドルマネジメント層を対象にコミュニケーション能力及びリーダーシップ能力の向上を目的としたマネジメント研修を実施していく。

<実施時期（スケジュール）>

令和2年度から実施

本庁と現場との意見交換の実施事例

- ・ これまで発生した3件の汚職等の事故に、技術系職員が関与していたことに鑑みて、本庁・現場の技術系管理職による意見交換を実施

【意見交換で取り上げられた話題】

- ・ 職場で実践している魅力ある職場づくりの取組
- ・ 現場の実情に応じた事業者対応（オープンスペースの確保等）
- ・ 本庁と現場における意識の違い

オ コンプライアンス推進体制の強化

- これまでも、水道局においては「局コンプライアンス推進委員会」の下、コンプライアンスを推進する体制を整備していた。
- 従前の推進体制に加え、有識者委員会の設置と併せ、当該委員会の円滑な運営及びコンプライアンス強化策の推進のため、外部人材（法曹有資格者）を専任課長として配置した、コンプライアンス専管組織を新たに設置した。

<実施時期（スケジュール）>

実施済み

カ コンプライアンス意識と専門性を両立した職員の育成

- 水道事業の専門性に配慮しながら、より広い視野の獲得を通じて、高いコンプライアンス意識を持った職員を計画的に育成していく観点から、幅広い経験を積めるよう、政策連携団体への派遣を実施するとともに、本庁と事業所間の異動や、分野の異なる系列間の異動を含めて、積極的な人事ローテーションを行う。
- 職員がコンプライアンス推進を自らの役割の一つとして捉え、コンプライアンス上の留意点を具体的に理解できるよう、全ての職員を対象に実施している局コンプライアンス研修に、実際の事例を題材として話し合うグループワークを導入する。

<実施時期（スケジュール）>

実施中

② 方向性2（不正を起こさない仕組み・職場環境の創出）を実現する改善策

ア 排水処理作業委託契約の抜本的見直し

- 中間報告書における排水処理作業委託契約の抜本的見直し内容として、i 組織の大きくくり化、ii 総合評価契約方式の導入について、引き続き取り組む。

<実施時期（スケジュール）>

i 実施済み ii 令和2年度契約から実施

イ 積算業務は本庁で一括することで、現場業務から分離

- 受託事業者の施行管理を担当する職員に厳格管理情報を保持させないよう、委託業務の積算を本庁で実施する。

<実施時期（スケジュール）>

実施済み

ウ 委託の設計・積算をシステム化し局内の情報管理を徹底

- 業務委託の積算資料の情報管理を徹底するため、以下のシステム改善・業務改善を行う。
 - i 積算に関する資料の外部への持ち出し防止

- ii システムに閲覧制限をかけることで、積算担当者以外による予定価格の類推を防止
- iii 操作履歴のチェック

<実施時期（スケジュール）>
令和元年度中に実施

③ 方向性3（監視機能・危機管理体制の強化）を実現する改善策

ア 情報漏えい防止のための対策強化

- 中間報告書に掲げた、i 不正行為に対するペナルティ強化、ii 契約締結手続の監視体制強化の取組に加え、iii 厳格管理情報の理解促進、iv 契約事務所管部署における情報漏えい防止、v 見積り合わせ等の実態点検を、追加の再発防止策として実施する。

iii 厳格管理情報の理解促進

- 今回の再発防止策を踏まえた契約事務遂行上の留意点や、厳格管理情報の取扱いについて事業所における理解促進を図るため、本庁所管課による訪問指導と意見交換を順次実施する。
- また、水道局のイントラネット上に現場実態に応じた対応事例集とQ & Aを掲載し、判断に迷った際の参照や、職場研修等での活用を図る。

iv 契約事務所管部署における情報漏えい防止

- 各事業所における契約事務フローを改めて点検し、厳格管理情報を印刷しないことを徹底するとともに、システム入力等のチェック方法について局内統一を図る。
- また、事業者との書類の受渡し時における対応方法等についてマニュアル化を図る。

v 見積り合わせ等の実態点検

- 公正取引委員会から「見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう要請」を受けたことから、見積り合わせの方法により落札者を決定した過去の事案の実績を把握・分析するとともに、

契約締結権限を有する全ての事業所における見積り合わせの実態点検を実施した。

- これらの結果を踏まえ、見積り合わせ手続に関するマニュアルの整備や、より競争性の発揮が可能となる契約方法への見直しを実施していく。

< 実施時期（スケジュール） >

- i ii 実施済み
- iii 令和元年度中に実施
- iv v 令和元年中に実施

監視機能強化に向けた事業所での取組事例

- ・ 事業者からの働きかけに対する想定 Q & A を作成
- ・ 事業者に対して「さぐり行為」に関する説明会を実施

イ 委託契約情報の事後公表の拡大

- 中間報告書では、一定金額以上の業務委託契約について、過去5年間の落札額・入札参加者別応札額の情報を一覧表により公表し、入札行動の事後的な検証を可能とすることで談合の抑止力強化を図ることとした。
- 平成30年12月から水道局のホームページにおいて、毎年同一の業務内容により契約を締結している事案のうち、契約金額が1,000万円以上の事案について、平成26年度から30年度までの5年間の情報を公開している。

< 実施時期（スケジュール） >

実施済み

ウ 危機管理（不祥事）対応体制の構築

- 水道局にはこれまでも事故発生時の報告等について定めた職場管理のマニュアルがあったが、今後は、早期に都民に対する説明責任と信頼回復を図るため、既存のマニュアルの見直しとともに、早期の情報収集、集約、調査手法、責任部署等を明確にした「不祥事対応マニュアル（仮称）」を有識者委

員会の助言を得て、新たに策定する。

<実施時期（スケジュール）>
令和2年度中に実施

④ 方向性4（局事業運営体制の抜本的改革）を実現する改善策

ア 有識者委員会（再掲）

- 中間報告書における改善策である有識者委員会は、平成31年4月に設置され、外部有識者の知見を活用し、再発防止策の実効性及び局のコンプライアンス強化策の検証を行っている。

<実施時期（スケジュール）>
実施済み

イ P D C Aサイクルの構築

- 再発防止策の実施に当たっては、局コンプライアンス推進委員会による進捗状況の把握に加え、有識者委員会において再発防止策の実施について逐次モニタリングすることにより、P D C Aサイクルを構築し、各取組の実効性を担保していく。

<実施時期（スケジュール）>
実施中

（6）情報流出に対する再発防止策

- 経理部契約課では、事故発覚後直ちに、以下に掲げる再発防止策を実施した。

ア 電子調達システム案件登録画面の印刷用紙の廃棄徹底

今回の事故を受け、直ちに、今回流出したものと同一用紙が廃棄されずに残っていないかを、現在契約手続中の全ての案件について確認し、廃棄を徹底した。また、各職員が保存しているファイルについても総点検を行い、同様の用紙が保存されていないかどうかの確認を行った。

イ 画面の印刷による入力内容確認の取りやめ

電子調達システムへの案件登録時において入力内容を確認する作業については、今後は、画面コピーの紙を出力せず、画面で直接確認を行うこととした。

ウ 他の紙出力情報の確認と取扱いの変更

契約事務手続において、厳格管理情報が記載されている紙情報の実態調査を実施したところ、担当者が確認用に印刷している情報は、本件以外に、①指名通知書、②開札結果登録確認画面の2点であった（原議に添付するために出力する帳票を除く。）。①指名通知書については、画面上で確認できる情報であり、②開札結果登録確認画面については、契約締結までの時限秘である指名事業者に関する情報が記載されており特段確認等を行う必要もないことから、今後は原則として出力しないこととした。

エ 契約書の受渡し記録の改善

契約書の受渡しは、押印前と押印後の2回行われるが、これまでは押印後の受渡しの時に、相手方の会社名、担当者名、連絡先を記録しているのみであった。今後は押印前後において、渡すべきもののチェックの徹底を図るとともに、受け渡した職員名も記録することとした。

5 事業者の排除措置命令に対する対応

- 前記 I 1 (3) のとおり取締役会において決議するよう命じられていた、月島テクノメンテサービス株式会社、石垣メンテナンス株式会社及び日本メンテナンスエンジニアリング株式会社の3社から、それぞれ下記のとおり、都知事あて決議した結果について報告があった

- ・ 月島テクノメンテサービス株式会社 令和元年8月21日
- ・ 石垣メンテナンス株式会社 令和元年8月22日
- ・ 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 令和元年8月22日

Ⅶ 職員の懲戒処分等

- 職員 A 及び B 並びに元職員 E について、入札談合等関与行為防止法第 2 条第 5 項第 3 号の規定に該当する行為があったため、厳正な懲戒処分を行うことが相当である。
- 職員 C 及び元職員 D については、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあった行為を行ったため、厳正な懲戒処分を行うことが相当である。
- また、職員 A、B 及び C 並びに元職員 D 及び E の当時の上司等に対しても、管理監督者としての指導監督の適正を欠いていたと考えられることから、処分を課すことが相当である。
- なお、経理部契約課の流出事故については、事故者は特定できなかったが、管理監督責任を十分に果たしていなかったと考えられることから、管理監督者に対し処分を課すことが相当である。